

令和元年（2019年）12月紀北町議会定例会会議録

第 4 号

招集年月日 令和元年12月10日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 令和元年12月20日（金）

出席議員

1 番	宮地 忍	2 番	田島明良
3 番	柴田洋巳	4 番	岡村哲雄
5 番	大西瑞香	6 番	原 隆伸
7 番	奥村 仁	8 番	樋口泰生
9 番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	中場 幹
会計管理者	武岡 芳樹	総 務 課 長	濱田多実博
財 政 課 長	水谷 法夫	危機管理課長	岩見 建志
企 画 課 長	上ノ坊健二	税 務 課 長	直 江 仁
住 民 課 長	上 村 毅	福祉保健課長	中村吉伸
環境管理課長	玉本 真也	農林水産課長	上野和彦
商工観光課長	玉津 裕一	建 設 課 長	宮原俊也
水 道 課 長	上野隆志	海山総合支所長	植地俊文
教 育 課 長	中井克佳	学校教育課長	宮本忠宜
生涯学習課長	井土 誠	監 査 委 員	松永 剛

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木 猛
書 記	久保有謙	書 記	家倉義光

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

12番 入江康仁	13番 家崎仁行
----------	----------

議事の顛末 次のとおり記載する。

(午前 9時 30分)

平野隆久議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

それでは、これより本日の会議を開きます。

平野隆久議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第 1

平野隆久議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

12番 入江 康仁君

13番 家崎 仁行君

のご兩名を指名いたします。

日程第 2

平野隆久議長

次に、日程第 2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において、各常任委員会に付託され審査を行った案件について、

各常任委員長からの審査経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長 入江康仁君。

入江康仁君。

入江康仁総務産業常任委員長

皆さん、おはようございます。

それでは、令和元年12月議会定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、12月11日、水曜日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員8名出席のもとで開催いたしました。

説明のため出席した者は、総務課、財政課、企画課、農林水産課、商工観光課、建設課、危機管理課の課長及びに職員であります。

また、今期定例会において、付託されました案件は、

議案第62号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第63号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

議案第64号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第65号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第66号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第67号 紀北町和具の浜海水浴場条例の一部を改正する条例

議案第68号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第4号）

の議案7件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について、報告いたします。

まずはじめに、議案第62号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する審査を行いました。

質疑といたしまして、更新任期が残っている嘱託職員等について、来年度はどのような取り扱いになりますかという質疑に対しまして、答弁といたしまして任期が残っている職員については選考、任期が切れた職員については公募となります。ただし職員本人が希望された場合は選考という形を予定しております。

今後の任期設定について、これまで定めていた任期に準ずる形で検討していきます。ただし、1年や半年間など、短期の分に関してはそれぞれの業務に沿った形で検討していますという答弁でございました。

次に、年内にも希望者を募る予定ですかという質疑に対しましては、今回の議決をいただいた後、すぐに調整に入りたいと思っていますという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第63号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、審査を行いました。

質疑といたしまして、第3条第2項で給与は現金で支払わなければならないとありますが、これについて詳しく説明をお願いしますという質疑に対しまして、支給についてはほとんどが口座振替ですが、それ以外に規定されていない場合、原則として現金払いとなります。ただし職員からの申し出があった場合は、口座振替となりますという答弁でございました。

また、次に質疑といたしまして、条文だけ切り取ると現金払いが多いように感じますが、実際は口座振替依頼者が多数で運用しているのですかという質疑に対しまして、支給についてはほとんどが口座振替ですが、それ以外に規定されていない場合、原則として現金払いとなります。ただし、職員から申し出があった場合は口座振替となりますという答弁でございました。

また次に、条文だけ切り取ると現金払いが多いように感じますが、実際は口座振替依頼者が多数で運用しているのですかという質疑に対しまして、その通りです。現状では現金払いの職員がいない状況ですという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第64号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第65号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑といたしまして、給与改定理由について、人事院勧告での民間企業との所得格差が原因の旨を伺いましたが、その判断基準について答弁をお願いしますという質疑に対しまして、人事院勧告による改定手順として、国家公務員の給与と民間給与との差を見るため、4月時点の給与で、50人以上規模の企業又は事業所を対象としております。約5万8,800事業所のうち1万2,500事業所を調査しております。

これにより今回の格差が出てきまして、民間との格差が0.09%になりました。これについては初任給で高卒程度2,000円、大卒程度1,500円、その他で若年層から段階的に200円から1,500円あるいは2,000円の差となりました。その分の穴埋めに今回の給料表の改定を行いました。

期末・勤勉手当についても0.05カ月分、民間と比較して低かったため引き上げ、住居手当については調整を行い、引き下げた形となりますという答弁でございました。

ちょっと失礼します。どうも失礼いたしました。

また、質疑といたしまして、ただいまの説明の中で、特に大卒と高卒、いわゆる新卒者に対する見直しと思われませんが、よく聞く話として、平均年齢を参考に調査を行っていると言われていますが、今回の場合、すべての年齢層について調査を行っているものなのかという質疑に対しまして、比較方法として、役職に応じた給与にて行っております。民間ですと、部長や課長、係長、係員と、それぞれの階層に応じて調査しております。もちろん初任給もそれに応じて調査を行ったうえで、是正がされましたという答弁でございました。

また次に、行政職給料表、1級の1号給14万6,100円とありますが、これは調整後の数字ですか。新旧から判断するには2,000円増としてでよろしいのでしょうか。また、その質疑に対しての答弁といたしまして、新旧対照表の41ページからは改定後の給料表で、52ページからは旧の給料表となります。例えば、委員がおっしゃられた14万6,100円に対して、旧の14万4,100円で2,000円の差です。さらに、3級の1号給23万1,500円は、旧の23万円となり、1,500円の差となります。級が上がるにつれ段階的に低くなる給料表となっております。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第66号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第67号 紀北町和具の浜海水浴場条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑といたしまして、7月と8月の2カ月間だけの指定管理期間で果たして応募があるものかと思いますが、担当課としてどう考えていますかという質疑に対しまして、施設の管理は年間を通しての管理で、管理する施設はバースハウスと呼んでいる管理棟と駐車場です。7月、8月は海水浴場として運営していただくものとなっておりますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、7月、8月以外にイベントを行う場合は、指定管理者の収入となるという理解でいいですか。また、イベントの主催は指定管理者となるのかという質疑に対しまして、海水浴場の期間以外の利用については、イベントなどで指定管理者が1,000円以内の範囲の駐車場料金を徴収することができ、これらは指定管理者の収入にできます。

イベントの主催は、基本的には指定管理者であり、自主事業を実施し、収入を得ていただくことも可能でありますという答弁でありました。

次に、質疑といたしまして、現時点の海水浴場の管理委託料として157万2,715円の実績がありますが、これで賄えているのですか。そして、指定管理料の積算の根拠はどうなっていますか。今までも、職員が夏の間は休日出勤して、海水浴場の運営にあたっているという話を聞いていますし、警備員を外注しているとも伺っているが、警備員の外注費用も指定管理の中に含まれているのですかという質疑に対しまして、指定管理料については、現在検討中ですが、現在の海水浴場の運営としましては、150万円から160万円程度の人件費のほか繁忙期に依頼する警備委託料などが必要であり、これらの経費は、海水浴場の安全確保の面からも必要であると考えています。指定管理料としては警備委託料のほか1年を通じた光熱水費や浄化槽保守等の施設の維持管理を含めて、500万円程度の経費をベースに精査しており、現在と変わらない状態で指定管理に移行できるようにしていきたいと考えていますという答弁でございました。

また、今回の条例改正で駐車場使用料1台1,000円が駐車場利用料1台1,000円以内になるわけですかという質疑に対しまして、使用料として徴収したものについては、町の歳入として扱わせていただき、利用料として徴収したものについては、指定管理者

の収入と扱わせていただきますという答弁でございました。

次に、お金の流れをお示してくださいという質疑に対しまして、海水浴場の運営に必要な経費と、これに施設管理の経費分を含め精査中ですが、500万円程度のものを指定管理料としてお支払いすることになります。また、収入については、海水浴場の遊泳客に係る駐車場の使用料は、町の歳入へ納めていただくこととなります。駐車場使用料の見込額の約200万円を差し引くと、約300万円が町の実質負担となる見込みとなります。

海水浴場の遊泳客以外の駐車場の利用は、利用料として指定管理者の収入になり、指定管理者が独自のイベントを開催した場合の収入は、指定管理者の収入となりますという答弁でございました。

次に、海岸部分の管理は国や県から町が受け持っていると考えますが、条例上、海水浴場施設としたのは、駐車場とかバースハウスを指しているという認識でよろしいのかという質疑に対しまして、指定管理をお願いする施設というのは、バースハウス及び駐車場です。

堤防から海にかけては海岸部分ですので、国から受託を受けた県の管理という形になりますという答弁でございました。

7月から8月の17時以降に親子キャンプ教室等のイベントを開催したいとなった場合の駐車場利用料については、指定管理者の収入となるのですかという質疑に対しまして、そのとおりですという答弁でございました。

現在実施している海岸部分清掃等の維持管理についてはどうなるのかという質疑に対しまして、現在、業務委託で清掃等の業務を行っていただいている部分については、指定管理の業務の中に組み込んでいく予定ですという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第68号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の審査を行いました。

はじめに総務課の所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり総務課所管分について、質疑を終了いたしました。

次に、財政課所管分については、質疑といたしまして、財務会計システム運営事業について、予想されていた補正なのか、急きょ必要になった補正なのか、どちらですかという質疑に対しまして、こちらのシステム改修は、令和2年4月1日からの会計年度任用職員制度に関係した地方自治法施行規則の改正により、7節の賃金が削除され、8節の報償費

以下が繰上げとなることに合わせて実施するものだという答弁でございました。

それを修正するだけでこれほどの金額が必要になるのですか、説明をお願いしますという質疑に対しまして、金額につきましては、財務会計システムの保守を委託している業者からの見積もりによるものだという答弁でございました。

財政関係のシステム業者についてお伺いします。財務会計システム更新の際の業者選定は入札によりますかという質疑に対しまして、これまではプロポーザル方式を採用しており、電算業者から提案をいただき、後年度の保守点検費用等も含めて総合的に内容を判断し、業者選定を行っていますという答弁でございました。

また、地方交付税が2億2,643万8,000円の増額、財政調整基金繰入金が1億8,747万3,000円の減額となっていますが、財政調整基金繰入金の減額は地方交付税が増えたことと関係がありますか。

また、臨時財政対策債について、発行可能額の決定との説明がありましたが、この決定はどのような形で行われるのか説明をお願いしますという質疑に対しまして、普通交付税につきましては、当初予算時には前年度と比較し、引本小学校の閉校等で約9,000万円減の36億2,100万円を見込んでいましたが、スクールバス等の増や社会福祉費の一人当たりの算出単価の増加などにより、予算と比較し約2億3,000万円の増加となりました。ただし、平成13年度より国の交付税の予算が不足した場合は、不足額を折半し、臨時財政対策債により借り入れすることとなっており、臨時財政対策債は発行可能額の決定により6,725万円を減額し約1億9,000万円になりました。普通交付税と臨時財政対策債の合計では当初予算と比較し約1億6,000万円の増額となりました。

臨時財政対策債は、全国で統一された普通交付税の算出様式により決定されます。

財政調整基金繰入金の減額については、今回の普通交付税の増額と、担当課からの歳入歳出の補正予算要求による予算編成の結果、歳入が1億8,747万3,000円の超過となりましたので繰入金を減額いたしましたという答弁でございました。

次に、財務会計システム運営事業について、一般財源で169万1,000円となっていますが、今後地方交付税等の措置はありますかという質疑に対しまして、現在のところそのような情報は確認していませんという答弁でありました。

また、三重県から国に対して要望等があがっているかと思いますが、その点についても情報等ありませんかという質疑に対しまして、三重県の状況についても把握していませんという答弁でございました。

以上のとおり、財政課所管分について、質疑を終了いたしました。

次に、企画課所管分についてでございます。

質疑といたしまして、移住・定住・交流促進事業の100万円ですが、1世帯で100万円、単身では60万円と聞きましたが、これは今年度の当初予算で計上されていませんでしたかという質疑に対しまして、当初予算では計上しておらず、今回補正予算でお願いするものですという答弁でございました。

これは希望があったから、補正で計上したのですかという質疑に対しまして、希望があったからではなく、全国的に移住支援金の制度が創設され、それを受けて、他市町もそうですが補正予算で対応させていただくものですという答弁でございました。

また、今のところ希望はないわけですねという質疑に対しまして、はい。この移住支援金には、移住元、移住先、就業先、世帯に関する支給要件がありまして、この要件をすべて備えた方でないと対象になりません。

要件がかなり厳しいもので、対象の方はすぐには出てこないと思いますが、もしそのような方がいた場合に対応できるように予算化させていただきますという答弁でございました。

次に、地方バス運行対策事業の新交通システム実証事業について、6カ月間の内の2カ月分として252万8,000円を計上されていますが、その説明と、財源について説明をお願いしますという質疑に対しまして、2月17日から新交通システム実証実験をさせていただきたいということで、2カ月分の実験経費を予算計上しています。

主に運転手の賃金や車両リース料などです。

財源は、運賃収入の見込額が21万1,000円と、集落支援員に対する特別交付税措置があり、1人に対して最高350万円が特別交付税として参入され、2カ月分で174万3,000円を見込んでいます。今回の補正予算の実質的な町持ち出し分としては57万4,000円を見込んでおります。有利な制度を活用した事業であると考えていますという答弁でございました。

次に、紀伊長島地区1台、海山地区1台では足りないと思いますよ。実証実験でよく判断していただいて、もし足りなければ増やすなど検討をお願いしますという質疑に対しまして、今回は実証実験として取り組みます。運行時間や体制なども含めて、いろいろと意見をいただくとお思いますので、それを踏まえて良いものにしていきたいと考えていますという答弁でございました。

次に、地方バス運行対策事業ですが、補正では2カ月分と聞いています。実証実験は8月16日までの予定と聞いていますので、当初予算で500万円ぐらいが計上されると思います。今回の補正で8月までの分を計上しなかった理由と、252万8,000円の内訳を教えてくださいという質疑に対しまして、事業は年度をまたいだ形になってはいますが、予算につきましては年度で精算となりますので2カ月分を計上しています。

実験期間は6カ月で考えていますが、事業としては切れ目なく本稼働に移っていけるように考えています。

6カ月の実験期間にいろいろな意見をいただきながら良い事業に変えていきたいと考えています。

当初予算としては約1,500万円を見込んでいます。252万8,000円の内訳ですが、運転手やオペレーターの賃金で98万5,000円、社会保険料が15万6,000円、雇用保険料が9,000円、職員の講習受講旅費で13万3,000円、需用費が28万4,000円、役務費はスマートフォンの通信料や車両保険料で8万円、委託料として三重交通への運行管理費等で66万2,000円、賃借料は軽自動車2台のリース料で12万7,000円、備品購入費が4万4,000円、職員の講習受講に係る負担金が3万3,000円、事業の登録免許税が1万5,000円となっていますという答弁でございました。

実証実験をし、その結果を踏まえて本格稼働を検討すると聞いていましたが、実証実験をしながら意見を聞いて実証実験の内容を変えながら本格稼働に移るとの答弁をいただきました。2カ月の中で内容を変えて補正予算の金額も変わってくるのであれば、この予算を認めるかどうかという議論になると思います。

議会全員協議会で説明されたことの私の認識と食い違うようにも思うので答弁をお願いするという質疑に対しまして、実証実験では、意見を聞いた上で改善していくので、2カ月や3カ月ですぐ内容を変更するところまでいかないと思います。

年度で考えれば、補正予算の2カ月分については、今回提案させていただいた内容で進めさせていただきます。来年度については、意見を聞かせていただいた上で内容等が変わってくるかもしれませんという答弁でありました。

次に、実証実験について、議員も町民の方から話を聞いています。一番の問題は運賃が高いことで、それによってどの程度使われるかどうか差が出てくると思います。事業としては求められているので、8月からまったなしでスタートできるように、いろいろと意見を出してもらってしてください。

また、町の方も求めているように、空白地がなくなって、皆が使えるように期待をしている事業ですので、事業が止まってしまうことはないと思いますがいかがですかという質疑に対しまして、料金については色々な意見があると思います。

料金の設定については、交通関係者の方からご意見を聞かせていただいたり、現在の公共交通の料金も十分勘案した中で設定させていただきました。現時点におきましては、この形で進めさせていただきたいと思います。料金も含めての実証実験ですので十分検証したいと思いますという答弁でございました。

以上のとおり企画課所管分について質疑を終了いたしました。

次に、農林水産課所管分について質疑に入りました。

質疑といたしまして、農政総合企画事業の174万4,000円の内容を詳しく教えてくださいという質疑に対しまして、農用地利用集積特別対策事業費補助金として、補正しております174万4,000円を歳出の農政総合企画事業の事業補助金として計上しています。

内容につきましては、中里地区で実施する機構関連農地整備事業で農地中間管理機構を使って利用権を設定することで農地の集積が図られたことに対する協力金ですという答弁でございました。

また、何件の方が持っている農地を集積していますかという質疑に対しまして、約30名の方から、少数の担い手に集積した農地で効率的な営農活動が可能となると考えられますという答弁でございました。

また、農地利集積特別対策事業費補助金の活用法として、新規就農者の研修等に使用できるのですか、また、海岸漂着物等対策事業費補助金の補助率は100%ではないのですかという質疑に対しまして、農地利集積特別対策事業費補助金の活用できる範囲ですが、当該地域の農業の発展に資するものについて使用が可能となっているので、ご指摘のとおり、新規就農者の研修等にも活用できるものと考えていますが、中里地区には新たに新規就農者がいないため研修等を行いません。海岸漂着物等対策事業費補助金については、平成30年度の国の補正予算による環境省の補助金です。補助率については、80%となっておりますという答弁でございました。

以上のとおり農林水産課の所管分についての質疑は終了いたしました。

次に、商工観光課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、建設課所管分については、質疑といたしまして、町営住宅管理事業の修繕料についてですが、対象住宅はどこですかという質疑に対しまして、町営住宅では、退去後

に部屋を改修してから新たに募集を行っています。この補正予算では、退去戸数が多く修繕料が不足したため、12件分、324万5,000円を計上しました。

対象住宅は、あけぼの団地A棟、あけぼの団地B棟、矢口白越団地、引本団地、前桂団地、志子団地ですという答弁でございました。

以上のおり建設課について、審査を終了しました。

次に、危機管理課所管分について、質疑に入りました。

空家等対策推進事業について詳しくお聞かせくださいという質疑に対しまして、長島地区の横町の特定空家1件の解体にかかる費用ですという答弁でございました。

どれくらいの規模の空家ですかという質疑に対しまして、土地の面積につきましては、約46㎡。建物については2階建ての木造ですという答弁でございました。

本工事の坪単価にするといくらですかという質疑に対しまして、坪単価は16万円ほどになります。これについては公共建築の工事単価を使用しております。建物内には、残存する家具などが残っており、その処理費も含まれているという答弁でございました。

次に、行政代執行ということで、歳入に同額で行政代執行費用徴収金とあります。所有者から徴収すると思われませんが、所有者とは徴収方法について話はされましたかという質疑に対しまして、今後の予定として、工事終了後金額が確定したのち、徴収を行います。登記名義人が亡くなっているので法定相続人に請求することになります。

納付がない場合は督促し、それでも期限内に納付がない場合は国税滞納処分の例により、財産調査を実施いたします。財産調査の結果、財産の差押えに至ることもあるかと思えますという答弁でございました。

また、横町は密集地帯なので近所の方に危険が及ぶと思います。隣近所の方とは話しているかという質疑に対しまして、今年の台風時に、対象家屋の壁が崩落しているということで近隣の方から連絡があり、大変危険な状態でした。近隣からはその後、何度も苦情をいただいていたので、町で緊急的に崩落対策を行いました。今後の行政代執行で取り壊す可能性があることと、共有している壁については町で補修できないということの説明し理解していただいていますという答弁でございました。

また、現在の特定空家の件数を教えていただきたいという質疑に対しまして、現在はこの1件だけですという答弁でございました。

以上のおり危機管理課所管分について質疑を終了いたしました。

以上で、本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、

賛成多数。

よって、本案の本委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で本委員会に付託された案件について、審査の経過と結果の報告を終わります。

平野隆久議長

次に、教育民生常任委員長 瀧本攻君。

瀧本攻教育民生常任委員長

おはようございます。

令和元年12月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、ご報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につきましては、12月12日、木曜日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員8人出席のもとで開催いたしました。

説明のために出席した者は、住民課、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、水道課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、

議案第68号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第4号）

議案第69号 令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第70号 令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第71号 令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

議案第72号 令和元年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）

議案5件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について、ご報告いたします。

議案第68号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の審査を行いました。

はじめに住民課所管分につきまして、マイナンバーカード普及事業について、どのような取り組みをされるのですかという委員からの問いに、課長から、今年度は、政府としては令和5年3月末までに、国民のほとんどがマイナンバーカードを取得できるように、各省庁が連携し普及を進める方針を固めています。

本町においても、マイナンバーカードを取得しやすい環境を整えるため、土曜日、日曜

日の開庁と各出張所でのマイナンバーカードの申請の受付を行っていく予定でありますという答弁でございました。

また、委員から、土曜日、日曜日の開庁はいつからされるのか、出張所はすべて回られるのですかと。また、交付率については、全国的にも低いと聞いておりますが、紀北町の交付率について、お聞きしますという質疑がありました。

答弁といたしまして、備品を購入したり、広報等による周知期間を設けて、2月ごろから本庁・支所の土曜日、日曜日の開庁を行う予定でおります。また、出張所については、5カ所すべて回る計画で進めております。交付率については、11月末現在で11.48%、県下29市町中10位でございますという答弁でございました。

また、委員から、期間を限定して開庁等を行うということですが、2月からいつまでされるのですか。また、マイナンバーカードを利用して、コンビニ交付サービスを受けられるということですが、手数料については窓口との差異があるのでしょうかという問いに、課長から、今回の補正予算分では、2月と3月での開庁を予定しております。コンビニ交付に関しましては、窓口での手数料と差異はございませんという答弁でございました。

また、委員からコンビニ交付について、どのような人が、どのような証明書を取得できるのかという問いに、課長からマイナンバーカードをお持ちの方が、コンビニ交付により取得できる証明書は、住民票、記載事項証明書、印鑑証明書、戸籍抄本、戸籍謄本、戸籍の附票、所得証明書、所得課税証明書になります。

紀北町に住民票のある方は、印鑑登録のある方は取得できます。また、紀北町に印鑑登録がなくても、本籍が紀北町の方は事前登録の必要がありますが、戸籍謄本・抄本を取得することができますという答弁でございました。

本籍が紀北町にあるが、町外に住んでいる方への周知はどのようにするのですかという委員からの問いに、課長から本籍が紀北町である方で、住民登録がない方については、2月の初旬にコンビニ交付サービス開始の通知を送付させていただきますという答弁でございました。

以上のとおり住民課所管分についての質疑は終了いたしました。

次に、福祉保健課所管分については、広域連合の負担金が増えたという説明だったと思いますが、具体的にはどういったものが増えたのかという問いに、課長から、紀北広域連合の運営事業184万4,000円ですが、これは人事院勧告に伴う補正の増額、および新天皇即位に伴う休日の増により支援費の収入が減りました。それによる特別会計から繰り出した

ものですという答弁でございました。

また、委員から、地域支援事業の返還金について、詳しい説明をお願いしますという問いに、課長から、生活支援体制整備事業ですが、平成30年度地域支援事業の返還金に伴い182万5,000円を増額補正するもので、これは、生活支援体制整備事業のアドバイザーによる分析支援が行わなかったことによる事業の返還金ですという答弁でございました。

また、委員から、養護老人ホームの嘱託職員の1,230万7,000円について、何人分のマイナスでしょうかという問いに、課長から、養護老人ホームの職員ですが、当初はフルタイムで10人分の予算をみていましたが、フルタイムの方が4人だったことから6人減りました。短時間勤務が4人分みていましたが9人ということで、5人増になります。トータルしますと1名の減ということで、差し引き1,106万3,000円の減額補正になりますという答弁でございました。

また、委員から、任意事業の24万5,000円についてお伺いしますという質疑に対して、課長の答弁といたしまして、生活支援事業の任意事業の24万5,000円につきましては、成年後見人制度の支援事業というのがあるのですが、これの利用がなかったため補助金の返還に伴う増額補正ですという答弁。

生活支援体制整備事業については、大学と共同で分析等を予定しましたが、分析するまでの事業の進捗状況がなかったのが主な削減の理由ですという答弁でございました。

また、委員から、養護老人ホームは定数50名だと思いますが、何名利用していますか。また、その職員数の運営でできるのですかという質疑に対して、現在28名が入所しており、職員13名で運営していますという答弁でございました。

また、委員から、成年後見人制度利用支援事業は来年度も続けていく予定ですかという質疑に、来年度も予算計上し、実施する予定ですという答弁でございました。

生活支援体制整備事業は重要な事業なので、現在の職員体制で大丈夫ですかという質疑に対して、職員配置が必要と考えています。この事業に関しては、紀北町社会福祉協議会に委託しているため、共同で事業を進めたいという答弁でございました。

また、委員から、養護老人ホームの定員50名なのに入所者が28名なのはなぜですかという質疑に、課長の答弁といたしまして、養護老人ホームは措置事業のため、なんらかの理由で、自宅で生活できない方を町の措置により入所させるものです。現在はこの地域でもさまざまな形態の介護事業所もあり、在宅ヘルパーなどに支援を受けながら自宅で暮らせる方が増えたことが考えられますという答弁でございました。

以上で福祉保健課所管分について質疑を終了いたしました。

次に、環境管理課所管分については、8月の台風時の被害によるものだと思いますが、実際に修繕されるのは議決後どのくらいの時期の予定ですかという委員の質疑に対して、課長のほうから、議決後すぐに地区に連絡し、施工していただけるよう手続きをしますが、実際の施工等は地区が行いますので、時期は地区にお任せしますという答弁でございます。

この事業の補助率はどれだけですかという質疑に対して、課長の答弁といたしまして、3分の1ということでございます。

今回の要請は実際にどこの地区からあったものですかという質疑に対して、中桐地区からですという答弁でございました。

以上のとおり環境管理課所管分についての質疑を終了いたしました。

次に、学校教育課所管分について、東小学校の屋内運動場の修繕工事については、今年度に完了する予定ですか。また、工事の内容を教えてくださいという質疑に、課長の答弁といたしまして、この12月補正で予算をお願いして、なるべく年度内に工事を完了したいと思っています。

工事の内容につきまして、現状は3本の柱に亀裂が入って仮設で柱を支えています、工事を発注して亀裂の部分のコンクリートをはがし、中の鉄筋を補強して、コンクリートを流して元の状態に戻す工事を予定していますという答弁でございました。

また、委員から、補強で済むということは、外見などは変わらないのですかという質疑に、外見は、元の状態に戻すということになりますという答弁でございました。

また、委員から、東小学校体育館の修繕について、建設した業者にお問い合わせのかとの質疑に、課長の答弁といたしまして、体育館修繕工事の発注については、町内の業者を指名して発注する予定という答弁でございました。

また、委員から、コンクリートをはがすということは、以前体育館のアスベストが問題になったことがあります。東小学校の体育館も対処したと思いますが、その場所とは関係ないのですかという質疑に、以前、天井裏のアスベストについて、封じ込めなどの対応をしましたが、今回の工事はコンクリート柱そのものの問題ですので、アスベストの部分とは別になりますという課長の答弁でございました。

また、委員から、教育費の教育施設費の需用費に52万2,000円とありますが、紀伊長島地区学校給食センター整備事業竣工式の費用で、パンフレットも作るとのことですが、

その目的と内容を教えてくださいという質疑に対して、内容は竣工式の費用で、消耗品費で35万1,000円をお願いしています。その内、竣工式出席者への記念品、餅まきの費用、案内状用紙等の消耗品に係る費用、また、印刷製本費17万1,000円で竣工のパンフレットについても作らせていただきたいと思いますと思っていますが、このパンフレットは竣工式だけでなく、小学校等の社会見学時にも配布させていただきたいと思っています。仕様は、カラーでA3サイズを2つ折りにしたA4判のものです。内容は平面図やセンター内の様子や事業などを掲載し、300部ほど作成したいと思っていますという課長の答弁でございました。

また、委員から、紀伊長島給食センター竣工式の費用にあたって、記念品と同時に、餅まきの説明がありました。費用はいくらですか、また地域からの要望があったのですかという質疑に、費用は24万円を見込んでいまして、1俵あたり8万円です。数量は3俵を予定しております。

地域からの要望があるわけではありませんが、過去に多目的会館や紀北健康センターの際も餅まきをしているので、今回もお願いしているという答弁でございました。

竣工式と餅まきの時に多くの町民が来られると思いますが、その時に施設の見学などは予定していますか、一般の方はなかなか施設を見る機会がないと思いますという質疑に対して、施設の見学については、今後検討させていただきたいと思いますという答弁でございました。

以上のとおり学校教育課所管分についての質疑は終了しました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第69号 令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について審査を行いました。

委員から、一般事務事業の電算事務委託についてですが、具体的なシステムの改修内容についての質疑がありました。

答弁としまして、課長から、厚生労働省では、令和3年3月末までに、医療機関においてマイナンバーカードを保険証としても利用するための整備を行う予定です。

現在、国民健康保険の被保険者証は、世帯単位で被保険者番号を持ち、世帯全員同じ番号を使用していますが、今後はマイナンバーカードと同様に個人を特定するために、

被保険者番号に枝番号を付与するためシステム改修になりますという答弁でございました。

また、委員から、財源は国から全額支給される予定ですか。また、改修はどこが行うのですかという質疑に対しまして、課長の答弁といたしまして、費用に関しては国の補助となる予定ですが、まだ確定していないため、一般財源で計上していますが、改修については、総合住民情報システムを取り扱っている委託業者が行いますという答弁でございました。

また、委員から、総合住民情報システムの委託業者は、入札で選定しているのですかという質疑に対して、10年を期間として公募しておりますという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第70号 令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての審査を行いました。

質疑、討論もなく、採決に入り、全員賛成。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第71号 令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についての審査を行いました。

委員から、一般職員人件費の中に、休日勤務手当・夜間勤務手当とありますが、他の課ではない手当なので、どのような手当なのか教えてくださいという質疑があり、また、嘱託職員にも特殊勤務手当は支給されていますが、勤続手当・資格手当とありますが、どのような手当なのか合わせて教えてくださいという質疑がありました。

課長の答弁としましては、休日勤務手当についてですが、赤羽寮は365日24時間体制の業務を行っており、土日祝日は関係なく勤務表により勤務しています。急な欠員によりやむを得ない休日に勤務が必要となった職員に対して、休日手当として支給するものです。夜間勤務手当は、夜間勤務の職員に対して時間外勤務手当の金額の25%分を夜間手当として支給しています。

特殊勤務手当とは、特殊な業務に従事している職員に支給されます。主に介護職員が支給対象となっています。資格手当は、嘱託職員で社会福祉士の資格を有している場合に支給しています。勤続手当は、嘱託職員で勤務開始の日から2年目2,000円、3年目3,000円などの勤続年数に応じて支給しています。対象は介護職員、調理職員ですという

答弁でございました。

また、委員から、夜間勤務手当は全ての現業職員に支給されていますか。行政職員は夜間勤務があるのか分かりませんが支給されていますかという質疑に、夜間勤務手当は介護職員のみ支給されています。行政職員は夜間勤務していませんので支給されませんという答弁でした。

また、夜間勤務手当は25%とのことですが、何の25%なのかご説明してくださいという質疑に、課長の答弁といたしまして、時間外勤務手当の計算式に基づいた額の25%を夜間勤務手当として支給するものですという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第72号 令和元年度紀北町水道事業補正予算（第1号）についての審査を行いました。

委員から、電気料金が322万1,000円の増額になりますが、原因についての質疑について、課長のほうから電気の使用の量に関しては、見積時が、月14万7,247 kwh、実績は14万2,835kwhで、電気の使用の量自体は減少していますが、電気料金においては、月の平均で見積が249万8,917円、実績は277万4,483円で、27万5,566円が月間の増であります。今回は実績に伴いまして予算を計上していますという答弁でございました。

また、委員から、電源立地交付金の補助金についてですが、三重県が該当しなくなったということで企業債に370万円が切り替えたとのことですが、三重県中の市町がこの補助金を当てにして申請されたのか、紀北町が特別の申請した補助金なのか、どちらですかという質疑に対して、この補助金ですが、いろいろな種類があり、今回予定していたのが、電力移出県等交付金という国の交付金であり、これは電源立地地域対策補助金の一部の交付で、県のほうで募集していましたが、交付要件が都道府県の発電の電力量と消費の電力量を比較して、発電の電力量が消費量の1.5倍以上ないと補助金が交付されないという課長からの答弁がありまして、三重県の補助がなくなったという答弁でございました。

また、委員から、電源開発に関連して自治体が申し込めるのですか、それとも他の町も申し込めるものですかという問いに、今回のこの補助金に関しては、県内の自治体であれば申し込めると聞いていますという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された5案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

平野隆久議長

これで各常任委員長からの報告を終わります。

平野隆久議長

ここで、11時まで暫時休憩いたします。

(午前 10時 45分)

平野隆久議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 00分)

平野隆久議長

続きまして、先の9月定例会において継続審査となっておりました、平成30年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定ほか4件について、決算特別委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

決算特別委員長 原隆伸君。

原隆伸君。

原隆伸決算特別委員長

それでは、決算特別委員会へ付託された案件について、経過及び結果を報告させていただきます。

令和元年9月議会定例会において決算特別委員会に付託されました、平成30年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定をはじめ各会計の決算認定案件については、去る10月23日、24日に審査を行いました。また、それぞれの各担当課長及び職員の出席がありました。

それでは、審査の結果と経過について報告いたします。

認定第1号 平成30年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についての報告をいたしま

す。

まず「議会事務局」所管分についてでございます。

議会事務局の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、委託料の支出は、会議録と議員管外視察との説明がありましたが、不用額が出た原因をお伺いしますとの質疑があり、事務局長から、会議録の委託料は、ページ数で決まります。一般質問が多い場合はページ数が多くなり委託料が増えます。一般質問が少ない場合、あるいは質疑が少ない場合は減ります。

事務局としましては、ある程度予算を確保しておかないと予算が足りないと困りますので、少し多めには要求させていただいていますとの答弁でございました。

また、政務活動費は公表していますが、交際費は公表していますか。会議録の委託料については、毎年入札しているのかお伺いしますとの質疑があり、交際費につきましては、こちらからは公表していませんが、情報公開請求があった場合は公開します。会議録については入札を行っていますという答弁がございました。

以上のとおり議会事務局所管分について、質疑が終了しました。

次に、「総務課」所管分についてでございます。

総務課の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、知事選挙及び県議会議員選挙は同日に選挙が行われたと思いますが、決算額に違いがあるのはなぜですかとの質疑があり、同日に行われた選挙なので、投開票等は同じなのですが、例えばポスター掲示場はそれぞれの選挙で必要ですので、それぞれで支出しています。投開票の事務については、基本的には知事選挙費用で支出するよう三重県から指示を受けておりますので決算額に差が生じますとの答弁でございました。

また、施設で不在者投票をする場合の投票立会人は、施設の職員がするのか、町の職員が出向いて行うのかどちらですか。

また、事務などの費用や報酬などは決算額に含まれていますかとの質疑があり、外部立会人を選挙管理委員会で選任し、施設の投票日に合わせて立ち会うことになっています。

投票済み投票用紙は、郵送等で返送してもらいますが、その費用等は町から支払っていますとの答弁でございました。

報償費61万7,660円の支出は、職員研修の講師謝金とのことですが、平成30年度の全職員対象の職員研修の内容とその効果について説明してくださいとの質疑があり、平成30

年度は、係長級以上を対象としたハラスメント防止研修を実施しました。今年度は、コンプライアンス研修を実施しています。これは、職員の資質の向上として実施しています。他に安全運転技術講習として、4年間で全職員が受講できるよう毎年実施していますとの答弁でございました。

また、職員が新規採用されてから受講する研修は予算化されていますか。新規採用職員はどのような研修をしていますかとの質疑があり、新規採用職員をはじめ、経過年数によって中堅職員や管理職員についても、研修を行っています。新規採用職員はワンステップ研修、その後、ツーステップ研修、スリーステップ研修、マネージャー研修と市町総合事務組合で研修を実施していますので、負担金補助金及び交付金の負担金として支出していますとの答弁でございました。

また、人間ドックについて、受検した職員の数と異常が見つかった職員の数を教えてください。補助金は十分かどうか伺います。

町長の交際費について、詳細な説明をお願いしますという質疑があり、医療機関で受検する人間ドックは、一人あたり8,000円を助成しています。これは、役場で実施する職員向け巡回人間ドックの一人当たりの金額を基準にしています。原則としてすべての職員に健康診断を受検してもらっています。再検査が必要な職員には、病気を悪化させないためにも、総務課から受検の有無を確認し受検するよう指導しています。

町長交際費については、慶弔、お見舞い、区民祭のお神酒、四條畷市との交流会の費用、東京・大阪三重県人会への商品の提供、年末の高等学校陸上合宿への差し入れなどに支出していますとの答弁でございました。

また、ストレスチェック委託料について、ストレスチェックの結果を教えてください。メンタルヘルスの原因によって、体調が万全でない職員の人件費は通常の人件費が支払われているのか、減額等がされているのかを教えてくださいとの質疑があり、ストレスチェックは全職員を対象に実施します。その中で高ストレスの職員もいます。高ストレスの職員に対しては、本人の希望があれば産業医と面談をします。

長期の休職者については、一定期間は共済組合から手当が出る制度になっていますとの答弁でございました。

また、町長交際費の中で、区民祭への支出がありましたが、議会事務局でも区民祭への支出があります。総務課と議会事務局と両方で支出することはなぜですかとの質疑があり、区民祭への出席依頼が町長宛に届き、紀北町として支出いたします。議会事務局

は別の機関になりますので、それぞれで支出することになりますとの答弁でございました。

以上で総務課所管分について、質疑を終了しました。

次に、財政課所管分についてでございます。

財政課の説明を受け、委員から財産収入について、調定額1,973万964円に対して、収入済額1,970万1,174円、収入未済額が2万9,790円となっておりますが、引本港野積場使用料を毎年同じ方が納付されていないと聞いていますが、いかがですかという質疑があり、引本港野積場使用料は、これまでは未納はありません。今回は借主が入院されたという事情があり、1件の未納となりましたという答弁でございました。

財産収入、土地貸付収入の2万9,790円の収入未済額に係る件数は何件ですか。また、利子の運用で847万38円の収入がありますが、具体的な内容を教えてくださいとの質疑があり、土地貸付収入の未納件数は2件です。

また、利子の運用形態につきまして、債券運用と定期預金の運用を行っています。債券運用は国債と三重県民債で運用しており、運用収入は788万700円です。定期預金の基金の運用収入は58万9,338円ですとの答弁がございました。

また、土地貸付収入の未納件数2件の理由を教えてください。また、債券の運用額と定期預金の預入額はそれぞれいくらですかとの質疑があり、土地貸付収入が未納となっている理由につきましては把握しておりません。決算時点では2件でしたが、今年度に1件の方には納付していただいています。債券の運用額は12億5,000万円、定期預金の預入額については14億6,900万円ですとの答弁でございました。

また、債券運用や定期預金に関する基準はありますかとの質疑に対して、基準について、債券運用につきましては地域振興基金を運用に充てています。地域振興基金につきましては、合併特例事業債によって積立てを行っており、元金の償還が終了するまで取り崩して事業に充当できない基金となっていることから10年間は充当しないという方針により、有利な10年の県債・国債運用を行っています。

定期預金につきましては、各金融機関に預入しています。金融機関が破たんした際には定期預金と借入の相殺が可能となっていることから、各金融機関の借入額の現在高を上限として定期預金の運用を行っていますとの答弁でございました。

また、財産売払収入のうち土地売払収入について、件数と理由を教えてください。また、土地の寄附があった場合も決算書に掲載されると思いますが、掲載がないというこ

とは寄附がなかったということですかとの質疑があり、土地売却収入につきましては、個人の所有する土地の範囲内に里道等が通っている場合、土地の売買に際して希望があれば払い下げを行うもので、そちらの収入3件分になります。

また、土地の寄附につきましては、平成30年度はありませんでした。仮に町が寄附の受け入れをした場合は、決算書のうちの財産調書に土地の面積の増加として記載され、決算額に影響はありませんとの答弁でございました。

寄附金について、都道府県別の内訳のうち上位を教えてくださいという質疑があり、都道府県別の上位3件につきましては、1位は東京都で4,040万円、構成比は25.94%、2位は愛知県で1,671万円、構成比は10.73%、3位が大阪府で1,579万円、構成比は10.14%となっていますとの答弁でございました。

また、自動車取得税交付金について、予算額1,800万円に対して決算額2,610万9,000円となっていますが、どのような理由によりますかとの質疑に対し、歳入予算につきましては、不足が生じないように積算していることから差額が生じていますとの答弁でございました。

財産管理費のうち庁舎管理事業と、支所及び出張所費のうち海山総合支所管理事業について、庁舎常駐警備の入札差金等に不用額がありましたが、当初予算と入札結果の金額、また、入札参加業者の数を教えてくださいという質疑があり、庁舎常駐警備の委託料につきましては、庁舎管理事業については、業者からの見積りにより当初予算に1,242万円計上しており、決算額は717万1,200円でした。こちらは県内業者を対象として一般競争入札を実施したところ3業者の参加がありました。

海山総合支所管理事業につきましては、当初予算額1,134万円、決算額は本庁舎と同額の717万1,200円で、入札参加業者も本庁舎と同様の3業者でしたとの答弁でございました。

以上で財政課所管分についての質疑を終了しました。

次に、「出納室」所管分についてでございます。

出納室の説明を受け、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、「企画課」所管分についてでございます。

企画課の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、地方バス運行対策事業ですが、高速バスへの補助金はありますかとの質疑があり、高速バスに対する補助金はありませんとの答弁でございました。

また、河合線運行委託料の説明と、運行内容について教えてくださいという質疑があり、委託料につきましては、三重交通株式会社で運行に必要な経費から運賃収入を除いた金額が委託料となります。利用につきましては、年々減少傾向にあります。平成29年度の輸送実績は4,260人となっていますとの答弁でございました。

また、委託料が高いと感じていまして、自主運行バスいこかバスと比較すると2倍近くかかっていますが、本数が多いのですかとの質疑に対し、河合線については、紀伊長島駅前と河合の区間を往復で走っています。いこかバスは、海野線と便ノ山線を決まった曜日だけ走っておりますので、費用的には安価になっており妥当な金額と考えていますとの答弁でございました。

また、住宅リフォーム制度が開始されて、121件の申込みに対し109件が利用できて、希望されたほとんどの方が利用できた印象があります。これによる経済効果はどのぐらいですかとの質疑があり、1,000万円の補助金に対しまして、対象となる工事費が消費税抜きで5,222万8,019円ですので、補助金により工事につながったことによる経済効果と考えていますとの答弁でございました。

また、大きな工事もあったと思いますが、抽選で外れた方について、次回優先的に補助はしていないのですかという質疑があり、初めての制度であり、多数の希望がありましたので、当初予算で500万円、補正予算で500万円の1,000万円の事業としました。抽選に外れた方を次回優先にするやり方ではありませんので、希望に添えなかったこともありますとの答弁でございました。

また、抽選に外れた方が次回優先ではなかったとのことですが、まだまだ希望もあると思いますので、これからもその方法で実施しますか。

また、相乗り運送実証事業が実施されましたが、どのように評価されましたかの質疑があり、住宅リフォーム制度については、本議会での一般質問等でもご質問をいただいておりますが、住宅リフォームについて今後どの程度需要があるのか予測が難しいところがありますが、一般財源ですので厳しい予算編成の中でできるかぎり対応したいと考えています。

また、相乗り運送実証事業については、公共交通空白地区のニーズを受けて実施しました。実証実験の成果については、住民の方が求められているのはドアツードアの運送であり、できるだけ早く実施してもらいたいとのことでした。その実証結果を踏まえて、交通事業者の方等にも意見を伺いながら、来年度早々に新交通システムを本運行できる

ように検討しておりますとの答弁でございました。

また、今回の実験は個人の車両を使って行いましたが、実験の内容を工夫、改善してドアツードアを実現することができるのかとの質疑に対し、総務省の委託事業で実施しましたが、今後も実証実験のとおり進めないといけないわけではありません。その結果を踏まえて、本町にふさわしい事業を検討しておりますとの答弁でございました。

移住定住促進に取り組まれています、どのような成果がありましたか。また、移住促進のための住宅整備について説明をお願いします。

高校生へのバス通学定期補助金について、予算額120万円に対して決算額9万6,000円でしたが、利用しにくかった理由はありますか。

町ホームページをリニューアルされていますが、イベントスケジュールについて以前に比べるといろいろな情報が載ってきていますが、公的なものばかりで地域の情報が薄いように感じます。ホームページが更新されたことによる効果はいかがですか。

まちづくり総合支援事業の中で、様々な補助金を出していますが、事業の成果についてお願いしますとの質疑があり、移住定住については、地域おこし協力隊が中心となって、移住相談会やフェアに参加しています。効果として、どの程度の方が移住としてきていただいているかを数として把握するのは非常に難しいところです。実際は移住される方が空き家バンク制度を活用して来られていると仮定しまして、移住定住人口を年間十数名と算出しています。それ以外でもわからない部分でPR等により一定の効果はあると考えています。地道な対策にはなりますが、来年度以降も引き続き実施してまいりたいと考えています。

移住のための体験住宅につきましては、移住を検討されている方に、小松原住宅の一室を解放して、実際に居住することで地域での生活を体験していただくものです。1カ月2万円の負担金はいただきます。

高校生のバス通学定期補助金につきましては、3件の利用がありました。利用については、バス停が近い方の利便性は非常に高いですが、バスの時間帯については、クラブ活動後にダイヤがないので使いにくいなどの課題もあります。現在交通事業者とダイヤの変更なども含めて、利用しやすいものになるよう連携して進めています。令和元年度については、前年度の反省をふまえ交通事業者や尾鷲高校と協力して進めており、利用件数が伸びています。

次に、ホームページについては、主なものとしてアクセシビリティ向上を行っており、

例えば目の不自由な方が音声認識ソフトで情報を把握したり、利用しやすいように改修しています。ご指摘のとおり、イベント情報についてはまだ不十分なところがあります。当町を訪れる方の動機付けとして非常に重要な情報でありますので、それぞれの担当課がしっかりと情報を把握して掲載する体制をお願いしていきます。

まちづくりの補助金につきましては、町内の団体等が自主的に取り組む事業について補助をしており、一定の効果がありますので今後も継続していきたいと考えていますとの答弁でございました。

以上で企画課所管分についての質疑を終了しました。

次に、「税務課」所管分についてでございます。

税務課の説明を受け、委員から、町民税のほか固定資産税など、ほとんどの徴収率が昨年度より上昇しています。どのような工夫があったかお伺いしますとの質疑があり、税務課の徴収係は3名います。以前は三重地方税管理回収機構に職員を派遣しており、その職員が知識、経験を発揮しております。税を取るという考え方より、税を納めるという考え方で臨んでおり、相談の際にはそのように滞納者の方にお話ししています。

納期限を過ぎると督促状を送るのですが、それでも反応が無い方には、催告書を送ります。内容は少し厳しい内容で「差押をします」といった事も記載されています。それによって苦情等もいただくこともありますが、その中で相談をしています。また、その後は給料や預金等の差押ということをやっています。

それと、不納欠損というものがあり、調査等により、回収できる財産が無い、回収が困難と判断されたものは執行停止という処分をし、それから3年を経過すると調定から落とすというものですが、それが平成29年度は4,200万円ほどありましたので、それも1つの要因だと思われます。

あとは固定資産税の3年に1度の評価替えがあったこと、また高額納税者が町外に転出されたこと、人口減少なども調定の減少に影響していますとの答弁がございました。

また、差押という言葉がありますが、何件ぐらいあったのか、また、1カ月分の生活費などはきちんと担保されているのか、また、三重地方税管理回収機構に276万5,000円の負担金を支払っていますが、その結果どのくらい回収できたのかお伺いしますとの質疑があり、差押の件数は約80件ほどです。また、給料等の差押の際には生活費の10万円を控除して、回収いたします。また生命保険などの差押の際には、十分に調査し細心の注意を払いながら進めています。回収機構の実績は327万7,261円となっていますとの答弁

でございました。

また、不納欠損の中で町県民税の現年度分がありますが、これはどういった内容でしょうかとの質疑があり、賦課して納税通知を送ったのですが、調査したところ、居所、財産が不明、見つからないといったケースですとの答弁でございました。

また、軽自動車税の不納欠損ですけれども、県税の自動車税では車検が切れた時点で徴収をしないのですが、町の軽自動車税の場合は車検が切れていたり、放置していたり、動く可能性が無いものでもナンバーが付いていれば、賦課し続けると思います。それらの把握はどのようにされているのでしょうか。

町税集金人の賃金が6名、15万3,000円、支払いが7万8,000円でした。支払いの内容について教えてくださいとの質疑があり、現在では本人から廃車の届出がない限り、賦課を続けています。調査はしています。相談員の報酬は1件あたり600円を支払っていますとの答弁でございました。

次に、回収機構についてですが、委託する件数が少なければ、負担金も少ないという解釈でよかったですでしょうか。過去に比べれば委託する金額も減っているという状況でしょうかとの質疑があり、滞納額、件数も減っております。移管して、機構でも回収できないケースもありますが、負担金は戻ってきません。回収機構において調査を行っていますので、その結果、回収する財産等がない、または居所不明などの理由により引き継いだ対象者の調査資料が返還されますとの答弁でございました。

以上のとおり税務課所管分についての質疑を終了しました。

次に、「住民課」所管分についてでございます。

委員から、国民年金事務費の委託料が、当初予算では、155万9,000円でしたが、決算では207万2,520円になっています。委託料が上がっているのはなぜですかとの質疑があり、9月補正で、産前産後期間の保険料の免除の電算媒体化と、免除申請様式及び学生納付特例申請様式の見直しにかかるシステム改修費を計上し、改修を行ったからですとの答弁でございました。

また、自治会への補助金について、どういった基準で交付されているのですかと質疑があり、紀北町自治会連合会への補助金ですが、活動状況等を踏まえ、それに見合う予算を計上させていただき、交付していますとの答弁でございました。

以上のとおり、住民課所管分についての質疑を終了しました。

次に、「福祉保健課」所管分についてでございます。

福祉保健課の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、保健衛生総務費・負担金、補助及び交付金の中に公的病院等運営費補助金とあったと思いますが、この公的病院とはどこの病院ですかとの質疑があり、公的病院等運営費補助金ということで、長島回生病院に対する補助金ですとの答弁でございました。

尾鷲総合病院への補助金は入ってないのですか。長島回生病院へはいくら補助していますかとの質疑に対し、「一次救急医療体制事業」ということで紀北医師会に153万5,640円、「病院群輪番制病院運営事業」ということで尾鷲総合病院に1,599万3,000円の支出があります。

長島回生病院へは「公的病院等運営費補助金」として3,000万円を支出していますとの答弁でございました。

また、紀北町の場合、すべて私立の保育園になりますが、これだけ保育料の未納があって、不能欠損しているということなのではないかと質疑があり、不納欠損額446万650円につきましては、合併前からある平成25年度までの分です。

保育料につきましては、公債権に分類されており、その滞納処分等につきましては、児童福祉法第56条第6項及び地方自治法第231条の3第3項に基づき地方税の滞納処分の例により処分するものと定められております。

また、保育料の徴収時効期間というものがあり、地方自治法第236条第1項の規定により5年間と定められており、その期間を経過すると処分ができない、滞納整理ができないということで、合併前から止めて管理してきたのですが、一旦ここで徴収が不可能な分を不納欠損するということとし、平成16年度以前から平成25年度までの消滅時効に当たる22件分、滞納額446万650円を平成30年度で不能欠損させていただきましたとの答弁でございました。

また、放課後児童クラブについて、数年前に相賀小学校体育館の2階を改修して運営されていると思いますが、現在の児童の利用状況等と、運営を希望されている事業所が1カ所なのかお聞きしますとの質疑があり、平成30年度の利用実績については、海山地区で延べ116人、紀伊長島地区で延べ270人、合計386人、令和元年度の上半期、4月から9月につきましては、海山地区で延べ76人、紀伊長島地区で延べ126人、合計202人となっており、前年度と比較し、少し利用数が伸びています。

また、予算の内容といたしまして、事業者に対しては、利用人数規模に応じての person 費補助、障がい児を受け入れた時の指導員加配補助や夏季休暇の特別加配、利用者に対して

は、重度障がい児利用支援事業やひとり親家庭等に対しての利用料減免事業となっており、すとの答弁でございました。

また、衛生費の中での保健センター管理事業について、現在の利用状況、稼働状況はどのようになっていますかとの質疑があり、現在の利用状況については、精神障がい者のサロンが月1回、介護予防教室が週2回、老人会の交流会が月1回、このような状況ですとの答弁がございました。

また、以前は職員が常駐していたように思うのですが、使用するときにはどのように対応していますかとの質疑に対し、合併前は、所長を含め数名の職員が常駐しており、合併後しばらくは臨時職員1名を常駐させて対応していましたが、現在は職員を常駐させていませんとの答弁でございました。

また、かなり老朽化してきているように思いますが、今後も使用を続けていくにあたり、修繕が必要な箇所等がありますかとの質疑があり、老朽化については、雨漏りがひどく、今年度の予算に屋上部分の雨漏り修繕の費用を計上していますとの答弁でございました。

また、寝たきり老人福祉保健手当について手当の金額や実績等の説明を求めますとの質疑に対し、寝たきり老人福祉保健手当については、寝たきり等になられた方で在宅生活を続けている方に対し、月額5,000円で、3か月分1万5,000円を年4回に分けて支給しています。

平成30年度の支給実績については、延べ627人ですとの答弁でございました。

また、できるかぎり在宅生活をという国の方針ではじまった制度のように思いますが、月額5,000円はずっと変わっていないように思います。町として成果は上がっていると評価されていますかとの質疑があり、支給額につきましては、制度は始まって以来、改定されていません。

委員がおっしゃるように、施設から在宅、病院から在宅という傾向となっており、在宅で支援する家族に対して補助し、おむつ代等に充てられていると思いますとの答弁でございました。

また、数年前から5,000円と定められたのですかとの質疑に対し、寝たきり老人等福祉保健手当支給要綱につきましては、平成3年7月1日に施行され、支給額5,000円については、当初から変わっていませんとの答弁でございました。

5,000円という金額をどう評価されているのかとの質疑があり、在宅で介護をする家族に対して、おむつ代等に充てられるので、よい手当になっていると考えていますとの答

弁でございました。

以上のとおり福祉保健課所管分について、質疑を終了しました。

次に、「環境管理課」所管分についてでございます。

環境管理課の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、環境測定の項目の詳細と費用について教えてくださいとの質疑があり、主に2種類の環境測定等を行っており、1つは自然の環境状態を監視するための自然環境測定、もう1つは町内にある廃棄物処理施設の安全を確認していくための環境測定です。

自然環境等測定については、海水浴場の水質検査が4カ所で年1回、河川的生活排水水質調査が5カ所で年1回、海域に近い河川的生活排水水質調査が6カ所で年1回、海山地区の産業廃棄物中間処理施設付近の水質と大気の測定が2カ所ずつで年12回、重金属等の有害物質の測定が又口川2カ所と名倉湾1カ所で年2回、また、生活排水の影響が大きい水路と、鶏舎の影響を受ける河川の計5カ所で年2回の水質測定を行っており、委託料は766万8,000円ですという答弁でございました。

また、霊柩車運転手の嘱託職員賃金についてですが、1名分の金額にしては額が大きいのですが、手当等についてはついてますか。また、し尿処理費の需用費の不用額761万932円と工事請負費の不用額1,728万円について説明してくださいとの質疑があり、当該職員については、月額21万円の賃金に加え、土日祝日等の業務が多いため、その時間外勤務手当と年2回の割増賃金を含めた金額となっています。

また、し尿処理施設にかかる不用額ですが、需用費の残については、以前は脱水汚泥等を焼却処理していましたが、処理方式の変更にもなう設備撤去や新処理手順などにより、燃料費や薬剤などが削減できたための残です。

また、現在施設改修中の工事においては、工場完成検査や完成検査が3月定例会後となった事情により、出来高の検証と確定が遅くなったことによるものですとの答弁でございました。

霊柩車運転手の賃金の21万円の根拠といつからこの金額なのかを教えてください。また、昇給はないのですかとの質疑に対し、少なくとも合併当時の金額です。一般の事務補助の嘱託職員では、賃金が公務員給与と連動している面があり、人事院勧告などを理由とした変動がありましたが、当業務については、特殊な業務内容に見合ったものとして算定された賃金であり、昇給や変動はありませんとの答弁でございました。

清掃費、特にし尿処理費の不用額が多いように思うがなぜですかとの質疑があり、事務

的な経費の減額補正などを除き、清掃費のうち廃棄物処理の直接経費的な科目については、施設機器の不測の事態や災害が起きた場合の予算が必要であり、即座に対応できるよう備えているものと答弁でございました。

また、RDF処理にかかる予算では、修繕費用が高額化している傾向でしたが、今後どうなる予測ですか。

また、各地区のゴミ集積場の補助金の予算が足りているのでしょうか、また利用動向はどんな状況でしょうかとの質疑があり、RDFの修繕費の増は、排気ガスのCO値の変状への対応、交換が不能になってきた老朽化した電子機器関係の更新等が重なったことによるもので、今後不測の事態がない場合には以前のような状態になるものと考えています。

各地区の通常ごみステーション更新等事業補助金については、平成30年度実績で長島地区8件、海山地区10件の合計18件で、年度末に不足が生じた場合には予算流用による対応をしていますとの答弁でございました。

以上のおり環境管理課所管分についての質疑を終了しました。

次に、「農林水産課」所管分についてでございます。

農林水産課の説明を受け、漁港管理使用料の和具の浜駐車場1台当たりの料金はいくらですか。また、和具の浜管理委託料の金額を教えてくださいとの質疑があり、和具の浜駐車場料金ですが、1台当たり1,000円です。また、バイクは1台当たり500円の使用料となっています。委託料については、約158万円ですとの答弁でございました。

また、財産貸付収入の農林水産課分41万円は町有林貸付収入との説明がありましたが、その内容を教えてくださいとの質疑があり、年山貸付収入は39万7,478円で、平成30年度において貸付の期限を延長した更新料ですとの答弁でございました。

また、排水機場の修繕について、30年度の整備個所を教えてください。和具の浜と黒浜の使用料について、黒浜については農道の災害復旧事業により通行止めであると聞いていますが、平成30年度以降の状況を教えてください。

林業費の人家裏危険木伐採事業について、件数と下曾黒線の舗装について、この林道の使用状況となぜこの林道整備を行ったのかお聞かせください。

島勝浦・白浦の防潮扉について平成30年度は設計業務であったと思いますが、課長は、白浦・島勝浦との説明でしたが、主要事業の成果の中に島勝浦の記載がありませんが、両地区の設計業務を行ったのですか。それと1,325万の前金の支払いがあったとのこと

したが、その説明をお願いしますとの質疑があり、平成30年度の排水機場の修繕については、山本地区・出垣内地区・中里地区の排水機場です。

また、黒浜の状況ですが、平成30年度繰越事業で設計・地質調査を実施いたしました。令和元年度に上部を三重県の治山事業により10月に発注がなされています。下部については、来年度町の事業で実施を予定しています。

人家裏危険木の整備個所は10カ所でみえ森と緑の県民税市町交付金を活用し実施しています。

林道下曽黒線の舗装整備については、雨等により路面が浸食され通行に支障をきたしていました。また、この林道は巡回できる林道ですので、それを考慮し整備を実施しています。

白浦・島勝浦の防潮扉の事業ですが、平成30年度には設計業務を実施しています。

白浦については、平成30年度に工事発注しており、島勝については今年度工事発注を行います。平成30年度に両地区とも設計業務を行っています。工事の前金については、請負事業者から請求があれば工事については、請負費の40%を前金で支払うことができますとの答弁でございました。

人家裏危険木の予算に上限は決まっているのですかとの質疑があり、人家裏危険木については、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用し実施しています。この交付金事業には、河川周辺の立枯れ木の整備や森林環境教育事業等も含まれていますので、他に事業と調整を図りながら行っていますとの答弁でございました。

また、畜産施設整備事業補助金について、国庫補助金100%の事業であると思いますが、町としてどのような関わりや役割と現在の整備状況を教えてくださいとの質疑があり、平成28年度、平成29年度の繰越事業によって平成29年度に1棟、平成30年度で3棟の鶏舎が完成しています。

町の役割は、地元における公害の発生懸念を踏まえ、町、事業者、地元自治会で公害防止協定を締結し運営員会を立ち上げ、事業者と自治会などが信頼関係を構築し事業を勧められるように仲介的な役目を担っていますとの答弁でございました。

また、山林作業員と嘱託職員の賃金について作業内容と賃金の支払い条件をお聞かせください。

また、60ページの種苗放流事業について、事業費は例年どおりであったのかと事業効果等については把握しているのですかとの質疑があり、山林作業員の業務内容は、町有林

の測量業務に関する下刈り、植栽、枝打ち等の業務であり、支払いは日給月給です。

嘱託職員については、町職員の業務の補助を行っており、支払いについては日給月給です。

種苗放流については、町の負担としては毎年ほぼ同じ程度でありますが見直し等も行っていく必要もありますので漁協等と協議をしながら進めています。種苗放流した魚種の事業効果について、町として調査したことはありませんとの答弁でございました。

山林作業員の日給はいくらですか。また、雨の日は作業ができないと思いますが平均月給はいくらぐらいになるのでしょうかとの質疑があり、山林作業員の日給は、1万1,800円です。雨の日は、林道の草刈り等を実施しています。作業員の平均勤務日数は21日であり約25万円程度になりますとの答弁でございました。

以上のとおり農林水産課所管分について質疑を終了しました。

次に、「商工観光課」所管分についてでございます。

商工観光課の説明を受け、質疑に入りました。

商工総務費の委託料ですが、不用額が多いようですが何かありますかとの質疑があり、紀北もんプロジェクト推進事業ですが、事業精査によるものですとの答弁でございました。

また、300万円の委託料が計上されていますが、予測できなかったのでしょうかとの質疑があり、300万円で予定していましたが、紀北もんプロジェクト推進事業を実施するにあたり、紀北町の製品のブラッシュアップであるとか、いろいろ考えた結果、昨年度事業といたしまして、やる気のある方に声をかけまして、15事業所の方が手を挙げていただきました。そのほかに、要綱の作成なども行っていますとの答弁でございました。

また、観光活性化対策事業のうち、銚子川写真集の765万円ですが、何部印刷をされましたか。また、どのように販売、配付をされ、在庫はあるのかお伺いしますとの質疑があり、内山りゅう氏の写真集「青の川 奇跡の清流・銚子川」ですが、昨年9月に内山りゅう氏に作成していただいた写真集です。

まず、関係団体、例えば町内でしたら図書室、国でしたら国立国会図書館、県でしたら県立図書館、紀北町を除く県内28市町、大阪府四條畷市、報道機関、重複しますが町内の小中学校、幼稚園、保育園、図書室です。昨年10月31日現在では、248部寄贈させていただいています。

製本は1,600部行っており、そのうち町の持分は1,000部、書店は600部となっております

という答弁がございました。また、248部は寄贈されたということで、私たち議員も寄贈していただいたのですが、その他はどのようになっていますかと質疑があり、昨年10月31日現在で、248部ということですが、その後も関係団体へ進呈したりしていますので、直近の数字ですと274部となります。昨年から、役場本庁、海山総合支所、観光協会において販売もさせていただいていますとの答弁でございました。

また、半分は役場に残っているということですね。756万円をかけて作成されていますので、その活用方法についてはどのように考えていますかと質疑があり、一般論ですが、自然を対象とした写真集は、1万部、2万部単位で製本するものではありません。1,000部、500部単位が一般的ということですよ。

今回、町長の銚子川に対する思いが大きいことから、議員の皆様にもお配りさせていただきましたが、町の関係機関もそうですし、国、県へも配付をさせていただき皆様に銚子川を理解していただき、次世代につなげていきたいということから部数を決めさせていただきましたとの答弁でございました。

また、観光活性化対策事業ですが、SEA TO SUMMITは、今年で4回目ということなると思います。モンベル会員の皆さんにとって紀北町が根付いてきていると思います。ところが、毎年300万円の補助をしていると思いますが、紀北町にとって、SEA TO SUMMITを行う効果があまり見えてこないように思いますので、どのような効果があるのかお伺いしますとの質疑に対し、去年で3回目ということになりますが、平成28年度の参加者が324名、平成29年度は、276名、平成30年度は、191名ということになっています。今年は、226名と報告を受けています。

事業効果ですが、まず冊子です。便石山の象の背から見える写真を全国規模でPRをしていただいているということも大きな効果だと思います。

モンベル会員、91万、92万人とか言われていますけれども、こういった方々をご覧になっていただいている効果は、他の宣伝費から見ると考えられないものがあるというところですよ。

次に、昨年度、アンケート調査の実施をしまして、参加者の方の191名のうち、118名の方が回答をいただいています、86名の方が町内に宿泊をいただいていますので、そういった経済効果もごさいますとの答弁でございました。

また、観光費のうち報償費ですが、キャンプinn海山の報償費についてお伺いします。何割が指定管理者の取り分になりますかと質疑があり、協定を取り交わしており、黒

字の部分の70%、報償費としてふるさと企画舎にお支払いしています。

全体の収入から目標金額を差し引きし、そのうちの70%ということになりますとの答弁でございました。

また、キャンプ i n n 海山の指定管理の期限はいつまでですかとの質疑に対し、今年度末となっていますとの答弁でございました。

また、商工観光課で他に指定管理を行っている施設はありますかとの質疑に対し、例えば、道の駅海山や始神テラスとなります。けいちゅうについては、海山物産に委託をしていますとの答弁でございました。

また、赤字になった場合についてはどうなるのですかと質疑に対し、キャンプ i n n 海山について指定管理者と契約を取り交わさせていただいている内容では、赤字になれば負担をしていただくということになりますとの答弁でございました。

また、きほく七夕物語の事業は、雨天のため中止になったので補助金は交付されなかったということでした。きほく七夕物語は、町補助金がなかなか付かなかったので実行委員会の皆さんが努力されているということをお伺いしています。

雨天で中止までには、いろいろな負担があったと思うのです。どういう事情があったかはわかりませんが、交付しないということはどうかと思いますがいかがですかとの質疑があり、予算は付いていまして、申請もしていただいていたと思います。

その後、雨天により中止になりましたので、実行委員会へ必要経費はかかってないですか、大丈夫ですか、とお伺いいたしました。大丈夫です、ということで全額返還していただいたという経緯がございます。

SEA TO SUMMIT実行委員会の補助金ですが、モンベルも実行委員会に入っていますか。後援をしていただくだけではなく、モンベルにもメリットがあるのではないかと思いますので、金銭的な後援をしていただいていますかと質疑に対し、実行委員会には、観光協会、三重県、モンベルの方にも入っていただいています。皆で、一緒に盛り上げていくというスタンスをとっています。

費用については、県と町と参加者の方にご負担をいただいていますとの答弁でございました。

以上のとおり商工観光課所管分について、質疑を終了しました。

平野隆久議長

委員長報告の途中であります。ここで午後1時まで休憩といたします。

(午後 0時 03分)

平野隆久議長

休憩前に引き続き、会議を開き、決算特別委員長の報告を行います。

(午後 1時 00分)

平野隆久議長

原決算特別委員長。

原隆伸君。

原隆伸決算特別委員長

それでは、午前中に引き続きまして、決算特別委員会の経過及び結果をご報告させていただきます。

午前中は商工観光まででございましたですけども、これから、「建設課」所管分についてでございます。

建設課の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、町営住宅の未収金の話で、過年度分が非常に多いですが、回収率も低いです。今後の展望はどうでしょうか、時効などは有りますか。なければずっと続くかと思えますがという質疑に対し、平成30年度当初で約1,400万円の過年度分がありまして、30年度中に140万円ほど納付していただき、まだ1,290万円ほどの繰越になります。家賃の収納につきましては、とにかく現年度分を繰り越さないという事を第一の方針にしています。これ以上、滞納額を増やさないという事で現年度分に力を入れています。現年度分の納付に併せて、過年度分についても1カ月分を収めてもらうであるとか、1カ月分がきつようであれば、半月分を収めていただくという感じで、現年度分に併せて滞納分の納付もしていただいています。

時効についてはないのですが、焦げ付きと言いますか、亡くなられて親族もおられないという事もありますので、その分は不納欠損という事もできないかと考えています。4

年か5年前に、不納欠損処理について公営住宅の家賃収入だけではなく、町のいろいろな収入全て含めて集中的にプロジェクトをつくって検討した事がありましたが、法的に不納欠損する事が難しいと新たな展開には至らなかった事がありますので、ちょっと難しいのかなとは思っていますという答弁でございました。

また、先ほどの過年度分の滞納者でございますが、現在住んでみえる方の過年度分があるけども、もう既に出た方での未納者という方もいますかとの質疑があり、退去された方が半数近くですとの答弁でございました。

また、民間の住宅ですと契約を結ぶ時に、敷金や礼金を頂戴して家賃が入らない場合は、そちらから充当していますが、町はそういうことは行っていませんかという質疑に対し、敷金を未納家賃に直ちに充当するという事はしていません。その敷金が一番関係してくるのは、退去時の改修費です。住宅の改修費には充当しておりますが、それを未納の家賃に直ちに充当する事はせずに、電話での納付催促等を行っております。退去時に未納額がある場合は、未納額に敷金を充当しますとの答弁でございました。

また、土木管理費、土木総務費、備品購入費ですが、0円なんですけれども、補正をしているのかも知れないのですけれども、当初75万円で橋りょう台帳システム購入などで計上されています。不用額にも計上されていないのでお聞きしますとの質疑に対し、議員ご指摘のとおりで、30年度当初予算に橋りょう台帳システムとパソコンの購入費を計上していましたが、その導入先である建設技術センターにおいて、システムの構築が年度内に不可ということでした。昨年度については補正で全額減額をさせていただいています。その分については、令和元年度の予算でもう一度計上し、整備をさせていただきますとの答弁でございました。

以上のとおり、建設課所管分について終了しました。

次に、「危機管理課」所管分についてでございます。

危機管理課の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、水防費の委託料について、樋門の操作するときに委託料があると聞いたことがあります。その委託料はどこに支払っているのですかとの質疑があり、樋門操作業務委託料は、三重県から委託を受けて、紀北町消防団に委託料を支払っていますという答弁でございました。

また、災害対策費、委託料の中のJアラートシステムの内容を教えてください。また、工事請負費の自主防災倉庫の設置に要する費用を紀北町に要望できるのですかという質

疑に対し、Jアラートの設備の更新業務については、既存のシステムを、新しいシステムに更新した費用です。

次に、自主防災会の倉庫については、要望をいただいたうえで、設置しています。平成30年度は、馬瀬地区、片上地区の2カ所に設置していますという答弁でございました。

また、負担金のD O N E Tについて教えてくださいという質疑があり、D O N E Tについては、先行して伊勢志摩地区において運用されています。東紀州地域でも運用が開始されるということで負担金を支出しています。運用が始まれば、津波情報がエリアメールで配信される予定ですよという答弁でございました。

また、備品購入費のうち、ガス発電機購入費用について、説明してくださいという質疑に対し、備品購入費に関しては、避難所用の防災資機材としてガス発電機22台と、LEDの三脚灯光器29台を購入しましたという答弁でございました。

また消防施設費の消防施設費の備品購入費について、小型ポンプ車2台分とありますが、何年で更新するのですかという質疑があり、およそ12年から13年で更新していますという答弁でございました。

また、昔の車に比べ、今の車は性能がよくなっています。12年、13年といたら、新車と一緒にです。今後、更新期間を検討してくださいという質疑があり、更新期間については、今後、検討していきますとの答弁でございました。

また、報償費は、消防団員10人分の退職金ですが、予算額より少ないのは慰留されてこのような結果になったのですかという質疑に対し、予算額については、過去3年間の実績に基づいて予算要求しています。平成30年度は少ない実績でしたという答弁でございました。

また、台風の際に、職員の時間外勤務が平成30年度の予算内で十分なのかお伺いしますという質疑に対し、台風等の時間外については、職員に関しては、予算額が足りなくなったときは、その都度補正予算で対応しています。その年によって、災害の発生頻度は違うが、近年、発生頻度は高くなっているように感じていますという答弁でございました。

また、防災アプリ構築業務が972万円ですが、毎年同じ金額が必要となりますか。また、アプリの利用者はどのくらいいますかという質疑に対し、防災アプリは、新たに構築した費用なので、平成30年度のみ費用です。

なお、保守費用は、年間約70万円です。令和元年10月1日現在で、1,949件のダウンロ

ードがありました。人口に対して約12%の加入率ですとの答弁がございました。

また、災害時に、課長が出勤したら、時間外手当はつくのですかという質疑に対し、平日の場合は、夜間12時から5時までの間、2時間を超えたら支給されます。土日祝日の場合は、特別勤務手当がつきますとの答弁がございました。

以上のとおり危機管理課所管分について、質疑を終了いたしました。

次に、「学校教育課」所管分についてでございます。

学校教育課の説明を受け、委員から、教育費、教育振興費の需用費で、小学校入学時の現物支給の話が出ましたが、どのような内容ですかという質疑があり、平成28年度から実施しています、小学校に入学する児童への1万5,000円相当の学用品の現物支給です。入学時に学校で1万5,000円分の児童の使うであろう学用品を購入して、その費用を教育委員会より支払っています。保護者には学用品が重複しないように、支給する学用品を通知しますという答弁がございました。

また、事業費の総額はいくらですかという質疑に対し、平成30年度実績で72名に107万7,857円でしたとの答弁でした。

また、平成28年度から開始とのことですが、どういう趣旨で始めたのですが。あと保護者の評判はどうですかという質疑に対し、新入学児童への学用品支給は、給食費第3子への無償化と同時に子育て支援施策の一環として開始しました。今のところ保護者の方から直接教育委員会に感想等を聞いてはいませんが、喜んでいただいていると思いますという答弁がございました。

また、小学校の貧困家庭の問題ですが、入学するときに各家庭でかなり格差がついているのではと思いますので、今後額を上げていただいてもいいのではと思いますという質疑に対し、入学時に保護者でそれぞれ学用品を準備しますと、場合によっては、学用品の品質に格差が出ることもあるかと思います。この学用品支給は各学校の事情に応じて色鉛筆を購入したり、算数のドリルを購入したり、いろいろですとの答弁でした。

また、教育振興費、負担金、補助及び交付金の校長会、教頭会への補助金はいくらですかという質疑に対し、関係団体への補助金は総額で、317万2,172円で、校長会への補助金は、32万1,000円、教頭会へは、24万4,000円補助をしていますという答弁がございました。

また、奨学金のことですが、返還金の収入未済額965万3,500円ですが、その内訳と、貸与中の人数と高校生と大学生の内訳を教えてくださいという質疑に対し、平成30年度

の収入額709万9,800円の内訳につきましては、過年度分が246万200円、現年度分は463万9,600円となっています。人数は、現年分・過年度分と合わせまして、101人となっています。

貸与の内訳になりますが、平成30年度は768万円貸与しています。貸与中の人数ですが、大学生は年間36万円か24万円の選択制で、高校生は12万円となっています。平成30年度の実績ですが、新規の貸与者は、大学生の年額36万円の方が4名、年額24万円の方が1人、高校生年額12万円が1人で、合計180万円です。また既に、継続中の貸与者は大学生が15人、高校生が4人の588万円です。合計768万円となります。

収入未済額につきましては、平成30年度末の金額は956万3,500円ですが、人数につきましては、今、資料を持ち合わせていませんので、後ほど報告いたしますという答弁で、後に、滞納者数34人と報告されました。

また、何年も滞納している人が多いと聞いていますが、滞納者の対策はどうしていますかとの質疑に対し、奨学金の滞納整理につきましては、なるべく戸別訪問をして、返還を呼び掛けています。また、返還する意思のある方には、古い年度から返還をいただいています。

本人が町外に就職している場合は、町内の親御さんを訪問して、返還のお願いをしています。ただ、本人が離職中といった場合もありますので、個人の状況に応じて相談しながら返還してもらうようにしていますとの答弁でございました。

教育使用料の学校施設目的外使用料について、何時まで使用が可能で、使用料を収めるのですかという質疑に対し、この学校施設目的外使用料ですが、歳入は学校教育課で受けていますが、実際の運用は生涯学習課で行っていますとの答弁でございました。

また、学校施設目的外使用料は、生涯学習課に確認します。運用については、生涯学習課ということで、収入の受け入れだけは学校教育課ということですかという質疑があり、貸し出しなどの運用につきましては、社会教育の一環として生涯学習課にお願いしています。ただ、貸し出しの確認等には学校教育等も関与していますとの答弁でした。

教育費の事務局費の中にあると思います、いじめ問題対策事業21万4,000円ですが、報酬と旅費を予算化していると思いますが、重大な事案が起きたときに設置されるようにお聞きしましたが、そのような事案があつて支出したようなことはありますかという質疑に対し、重大ないじめ問題が発生したときに調査委員会を開いた時の報酬等になります。平成30年度はそのような支出はありませんでしたという答弁でした。

また、教育振興費の委託料の中に、学校満足度調査というのがあるのを聞きましたが、調査結果はどういうものだったかと、どこが委託を受けて実施したのか。また、中学校費にもあったのかどうか教えてくださいという質疑に対し、学校満足度調査は、小学校、中学校で年2回、全生徒に質問用紙を配る形で調査を実施しています。内容につきましては、学校でのいじめや、困っていることはないか、友達関係で困っていないかなどの調査です。

調査結果は、学校単位で結果が出て、各学校で指導に役立てていますという答弁でございました。

各学校でいじめ等のような状態なのかなということを直接聞くことはないのですが、結果は重要な問題はあまりないと考えていますか。それとも多少注意しないといけないことは出てくるのですかという質疑があり、この学校満足度調査は、いじめに限らずに、自分自身困っていることはないかなど、学校での人との関わり等の総合的な質問用紙になっています。その都度、学校での教師の指導に活用していますとの答弁でございます。

また、幼稚園のことですが、2園で16人とのことで、なかなか園児が増えないところがあり、預かり保育も始まりました。

歳入についてお聞きしたいのですが、預かり保育の実態ですが、どれくらいの人が利用しましたかという質疑に対し、幼稚園における平成30年度の実績ですが、延べで183人利用していただいています。これは、保護者の方の冠婚葬祭や介護などの特別な事情で保育の延長をするもので、1回300円の利用料ですが、保育料と同じで所得に応じて無料の方と、半額に軽減される方がいます。収入の合計としましては、3万4,350円の実績でしたとの答弁でございました。

また、預かり保育のPRも必要だと思いますが、どのようにしていますか。預かり保育の関係で、夏休みが短くなったというようなことはありますかとの質疑に対し、預かり保育は夕方の4時30分まで預かり保育を実施しています。PRにつきましては、入園説明会の時などにPRしています。あと、預かり保育を実施したことにより、夏休みが短くなったということはありませんという答弁でございました。

また、小学校、中学校のトイレの洋式化が行われましたが、これにより洋式トイレのない学校はなくなったと思いますが、どうですかという質疑に対し、トイレ洋式化工事により、体育館、校舎に1カ所は洋式トイレがある状態になっていますという答弁でございます。

また、全体としての洋式化の割合はどのような感じですかという質疑に対し、現在の和式トイレと洋式トイレの状況ですが、小学校では、和式トイレが124基、洋式トイレは62基になっています。中学校では和式トイレが52基、洋式トイレが18基という比率になっています。ただ、相賀小学校や紀北中学校などの比較的新しい学校は、洋式トイレの比率が高くなっていますという答弁でございました。

以上のとおり学校教育課所管分について質疑を終了いたしました。

次に、「生涯学習課」所管分についてでございます。

委員から、教育費補助金、カモシカ対策補助金があり、県から補助金が入ってくると思うのですが、それに関連して、文化調査費、委託料で不用額が20万くらい出ていますが、これは事業を行って余った分は県に返す必要がある性質のものなのですか、流用はできないのですかという質疑があり、カモシカ食害対策におきまして、主に食害対策としてネット等を設置するのですが、入札差金等がありますので、事業実施後の不用額は県費、国費ともに返すものととの答弁がございました。

また、社会教育費、公民館費の賃金があります。郷土資料館も関係してくるのですが、海山地区と紀伊長島地区に公民館、郷土資料館、図書館が2つあります。以前に紀伊長島地区、海山地区で差があったと聞いています、現在はどうでしょうかという質疑があり、公民館は、紀伊長島地区が7館、海山地区は5館、合計12館あります。そのうち海山公民館は教育室室長が館長を兼ねています。その他、海山地区の館長は非常勤で年額1万円です。紀伊長島地区の東長島公民館におきましても常勤の主事がありますので年額1万円で、それ以外の館は月額9,000円で勤めていただいていますとの答弁でございました。

また、同じく、郷土資料館、図書館で海山地区、紀伊長島地区での差はあるのですかという質疑に対し、郷土資料館におきましては、海山郷土資料館は1人嘱託職員がいます。同じく、紀伊長島郷土資料館におきましても同様の職員がいます。運営に関しては、両郷土資料館同じです。

図書館司書におきましては、海山図書室、児童図書室、紀伊長島図書室にそれぞれ1人ずつ計3人が嘱託職員としておりまして、給料は同額ですという答弁でございました。

また、海山は年1万円、長島は月9,000円ということでしたが、差があるということですかという質疑に対し、海山は常勤の公民館主事がおりまして、講座等を企画運営しています。その関係で、館長は年額1万円という館長報酬で勤めていただいています。長

島は東長島公民館を除いた6つの公民館は、常勤の主事が勤めておらず、非常勤の主事と館長によって講座等の企画運営を行っていただいております。少し形態が違います。その関係で報酬の額も違っていますという答弁でございました。

また、実績報告書の中で、健康増進施設に関して平成30年度の目標と実績がどのような状況であるかということと、大白公園の土の入れ替えを一般財源とt o t o助成金合計3,288万6,000円で整備しましたが、その後の、サッカーやソフトボール団体の使用状況、事業の効果についてという質疑があり、まず、紀北健康センターの30年度の目標、実績についてですが、会員の利用者数は5万3,283人、ビジターの1回利用は5,758人、スイミングスクールが1万6,406人で合計7万5,447人の利用がありました。

また、会員数は30年度末で616人、参考に8月1日時点では645人となっています。当初の計画では会員数を500人としていますので、目標値は達成しています。収支については、当初2,000万円程度の持ち出しということで計画し説明させていただきましたが、30年度決算は753万7,000円の持ち出しです。

大白公園の土の入れ替えを行い、その後の利用状況ですが、平成29年度で2,727人の利用があり、内容は主にグラウンドゴルフです。平成30年度は3,811人で、年末の陸上合宿までに整備が間に合ったことや、サッカーの大会、通常練習が増えた関係で利用実績が増えています。利用団体からも、グラウンドコンディションが良くなり使いやすくなったとの声をいただいていますとの答弁でございました。

また、社会教育総務費、報酬の説明で社会教育指導員という名前が出ましたが、どのような業務をしているのですか。委託料の中で不用額が277万7,717円出ていますが、ということですか。

負担金、補助金の中で青少年育成連絡会議、婦人会、子ども会とありますが、会員が減っていると聞きます。特に子ども会が減っていると思いますが、現状を教えてくださいという質疑があり、報酬の件ですが、社会教育指導員は生涯学習講座の企画運営を行っています。報酬には社会教育指導員と社会教育委員の報酬が含まれており、社会教育指導員報酬が約140万円となっています。

委託料の内訳については、地方創生交付金事業、社会教育施設の整備事業、自主事業として、太鼓集団鼓童やサクソコンサート、アカペラコンサート、教育講演会等の開催、多目的会館の設計監理委託料、施設の管理委託料となっており、それらが積み重なり不用額になっていますが、どこかで大きく残ったものではありません。

子ども会についてですが、おっしゃるように毎年少なくなってきています。主な行事のキックボール大会も参加チームが少なくなってきており、試合を組むことが難しくなっています。全体的な子どもの数が減ってきていますので継続が難しい状態になってきていますとの答弁でございました。

以上のとおり生涯学習課所管分について質疑を終了しました。

次に、「水道課」所管分についてでございます。

水道課の説明を受け、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で、一般会計歳入歳出にかかる全ての課の質疑を終了し、討論に入り、討論はございませんでした。採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第2号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

住民課の説明を受け、質疑に入りました。

質疑といたしまして、特定健診についてお伺いします。受診料無料化や休日に行う総合健診など努力をしていると思いますが、受診率は上がっていますかとの質疑に対し、平成29年度は、39.3%で、県下29市町中17位でした。健診が始まった平成20年度は20.3%で県下28位でしたが、平成30年度は速報値ですが、41.3%になりますとの答弁でございました。

また、平成29年度は資格証明書を出していませんでしたが、平成30年度はどうでしたかとの質疑に対し、9月の保険証更新時に納付相談を行っており滞納額等に応じて短期証を交付しています。資格証明書を出すべき対象者はいませんという答弁でございました。

また、平成29年度の特定健診の受診率は39.3%ですが、本来は社会保険等の健診のように受診率100%を目指すべきだと思います。そのためにも、集団健診の機会を増やしたほうがいいのではないのでしょうかという質疑に対し、平成30年度は、「総合けんしん」の中で行える特定健診の機会を年に5回、紀伊長島地区で3回、海山地区で2回行いました。「総合けんしん」に行けない人は、町内の医療機関でも受けることができます。今年度は町内の医療機関を回って、若年層の方にも、特定健診の受診を促す案内をしてもらうようお願いしましたという答弁でございました。

また、国民健康保険料ですが、町税と同じく収入未済額があります。回収機構への移管はしているのですかという質疑に対し、三重県地方税管理回収機構では、税のみの徴収

になっており、国民健康保険は料になるので移管ができません。町としましては、滞納の高額な分を、回収機構で受け入れてもらえるよう要望をしていきたいと考えていますという答弁でございました。

また、不納欠損額は1,254万8,360円ですが、毎年これぐらいの額を欠損しているのですか。また欠損をした人には保険証を交付しないのですかという質疑に対し、時効の成立によって欠損を行っておりますので、額は毎年異なります。保険証の交付に関しては、欠損に関与するのではなく、納付相談において短期証を交付していますという答弁でございました。

また、国民健康保険が広域化してから、初めての決算でしたが、業務面の変化等がありましたか。また保険料に関しては据え置きが前提ですが、近隣市町が保険税率を上げる動きもありますが、どう考えていますかという質疑に、平成30年度から国民健康保険が広域化し、三重県も保険者になりました。給付事務に関しては、市町の事務に変わりはないと思います。三重県に求める役割としては、保険料率は現在各市町で異なっているので、後期高齢者医療制度の制度のように、保険料率の統一をお願いしたいと考えています。

近隣市町の保険税の値上げというのは尾鷲市のことだと思いますが、広域化になって、納付金を納めないといけなくなりました。納付金の財源は保険料で賄うことが前提になりますが、紀北町としても、現状保険料だけでは賄い切れていません。保険者として保険料の値上げは、最後の手段だと考えていますので、まず国の努力支援や県の取組支援などの交付金で、歳入を確保したいと考えていますという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はございませんでした。採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第3号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

住民課の説明を受け、質疑に入りました。

質疑といたしまして、後期高齢者医療広域連合納付金の不用額がかなり多いように思いますが、原因は何ですか。予算額は町が試算したものになりますかという質疑に対し、予算額においては、後期高齢者医療広域連合が提示した金額を計上しています。決算額は広域連合から請求のありました額になるので違いが出てきていますとの答弁でござい

ました。

また、保険料は基本的には年金から徴収されています。滞納というのは社会保険や国民健康保険から後期高齢者医療に移行し、年金からの徴収になるまでの間の普通徴収になっているときに滞納が出てくるのではないのでしょうかとの質疑に対し、年金の年額18万円以上の方が、年金からの特別徴収になります。75歳になり後期高齢者医療に移行し、年金からの特別徴収になるまでのしばらくの間に滞納をしている方もいます。諸般の事情により、特別徴収とならない方が普通徴収となり、未納が重なることで滞納となることもありますという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はございませんでした。採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第4号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

福祉保健課の説明を受け、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論もございませんでした。採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第5号 平成30年度紀北町水道事業会計決算認定についての審査を行いました。

水道課の説明を受け、質疑に入りました。

質疑といたしまして、委員から、上里地区をはじめ、水道管の布設替工事が行われましたが、地震が起きることは予想されておりますし、どれほど耐震化が進んでいますかという質疑に対し、平成30年度末で耐震管といわれる管に関しては、31.93%の耐震化率となっていますという答弁でございました。

また、年間有収水量率が低いとのことですが、今後どのような対策をとっていきますか。これまでも考えて対応をとっておりますが、なかなか伸びてないのが現状です。

まず、漏水を見つけるということが大事ですので、職員がポイントを絞って漏れやすいところを回ったり、有収率の低い地区もありますので、そうした部分をチェックしているのが現状でして、今後、理事者とも話していかなくてはなりません、業者を入れた漏水調査を含めて、検討していきたいと考えています。

その他にもできるだけ早く見つけるために、日々の配水量のチェックも行っていますという答弁でございました。

また、有収水量率ですが、これは家庭内に入る水道の漏水等が入っていないのですかという質疑に対し、水道の漏水は水道メーターから道路側となっていますとの答弁でございました。

また、地区によって有収水量率が違うということですが、各地区でわかるのですか。わかればこの地区は多いとか参考に教えてくださいという質疑に対し、業務の量のところで一番下に年間有収水量率を記載しています。紅ヶ平浄水場の区域が55.9%です。

有収率の高いところは赤羽浄水場の81.6%で低いところは三浦や中里・上里・馬瀬の浄水場ですという答弁でございました。

また、布設替えしたところで有収率が良くなっているのかどうかの分析をしていますか。有収率の良い、赤羽や十須の要因はわかりますかとの質疑に対し、水道管を布設したからといって、地区全部を替えてないので、どうしても新しく替えた近くの旧管に負荷がかかり漏水が発生したりしますという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はございません。採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

以上で、特別委員会に付託されました案件の経緯と結果の報告を終わります。どうもありがとうございました。

平野隆久議長

以上で、決算特別委員長の報告を終わります。

これで各委員長からの報告を終わります。

続きまして、各常任委員長及び決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

まず総務産業常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第62号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第63号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につい

での質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第64号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第65号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第66号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第67号 紀北町和具の浜海水浴場条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

3番 柴田洋巳です。和具の浜のですね、今、現状は異常な状態だということを、私はいろんな人から聞いています。その上で質問させていただきます。

先ほどの委員長の報告はですね、すばらしいものでよくわかりました。ただ、私とすれば気がかりなのは、今、申しあげました、和具の浜の現状は異常であると、そういう立場からですね、この指定管理者制度を導入するについてですね、島勝の住民の方々と色々な意見交換とか、そういうことをされたかどうか、そういう調査というか、そういう発言があったかどうか、それをお聞きしたいんですけど。

平野隆久議長

入江康仁君。

入江康仁総務産業常任委員長

ただいま柴田議員から質問を受けました、島勝の方々の町民との対話がなかったかという点で、その前にですね、一言ちょっと1年生さんというと、初めておられる4人の議員さんに関しては、委員長報告というのは委員会で質疑・応答したことのみの報告するシステムでありまして、私、個々の考えとか答弁にしてつなげる発言はできません。その中で今回はですね、質疑も少なかったのも、審議議案が少なかったのも、委員長報告もそのまま全体的にみな報告させていただきました。

その中で、今回、この和具の浜の今、柴田議員が言われました指定管理者に対してのいろいろな角度の質疑はありましたけれども、地元島勝の方々との対話等に対する、またトンネル口の柵に対してのいろいろな質疑はありませんでした。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今のよくわかりました。先ほど委員長の報告の中で、砂浜が今回のなんか管理者の業務の中に入ってないと、そういうお話がありましたけど、私とすればやっぱり和具の浜、まあその辺のことをもうちょっと詳しくお話いただけませんか。

平野隆久議長

入江康仁君。

入江康仁総務産業常任委員長

柴田議員の言われる質問はですね、この質問の中でこれに関連した部分がありました。それは指定管理者の範囲ですね、範囲はどこかということですね。その部分は先ほど言ったように、質疑として海岸部分の管理は、国や県、町が受け持っているか、条例上、海水浴場施設としたのは駐車場とかバースハウスを指しているという認識でよ

ろしいかというような質問等に共通するんじゃないかと思います。

それに関しての答弁はですね、先ほど報告したとおりで、指定管理をお願いする施設とはバースハウス及び駐車場、それでまた今、言われた堤防から海にかけては、海岸部分ですので、国から受託を受けた県の管理という形になりますという、先ほど答弁したとおりでございます。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

このことで昨日から県のほうに連絡したんです。だから、県は砂浜はつくった後はですね、紀北町に全部なんか移管したとか、そんな話がありましたんでね、それで今、確認の意味でお聞きしました。以上です。

平野隆久議長

これは答弁を求めません。結構です。

ほかに質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第68号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第4号）について、総務産業常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第68号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第4号）について、教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第69号 令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第70号 令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第71号 令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第72号 令和元年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

続いて、決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

認定第1号 平成30年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。
質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、認定第2号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、認定第3号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、認定第4号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、認定第5号 平成30年度紀北町水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

これで決算特別委員長報告に対する質疑を終了します。

平野隆久議長

それでは、ここで2時10分まで休憩といたします。

(午後 1時 55分)

平野隆久議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 10分)

日程第3

平野隆久議長

これより各議案の討論・採決に入ります。

日程第3 議案第62号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第62号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4

平野隆久議長

次に、日程第4 議案第63号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第63号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5

平野隆久議長

次に、日程第5 議案第64号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第64号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6

平野隆久議長

次に、日程第6 議案第65号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第65号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7

平野隆久議長

次に、日程第7 議案第66号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第66号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8

平野隆久議長

次に、日程第8 議案第67号 紀北町和具の浜海水浴場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第67号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

平野隆久議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9

平野隆久議長

次に、日程第9 議案第68号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

議案第68号 令和元年度一般会計補正予算（第4号）について、反対の立場から討論させていただきます。

2款・総務費、1項・総務管理費、6目・企画費、地方バス運行対策事業について、反対の立場でこの第4号の補正予算を賛成できないという観点から反対討論とさせていただきます。

まず1点目としまして、平成30年相乗り運送実証事業、公共交通空白地区の試験運行ということで、いろいろやりましたけれども、その結果、要するにドアツードア、みんな要望している住民のニーズだということで、今回の予算ができたと思うんですけども、この実証事業のうち、実証事業の目的が書かれています。

今回、私は一般質問で聞いたかっただけなんですけれども、実証事業の実証すべきもの、何を実証するのか。当然のことながら実証すべきポイントというのはつかんでいることと思います。

それで当然その実証するポイントに反する事例が生じた場合、どのようにして、それを改善していくのかも想定としては、当然できあがっているはずやと思うんですけども、残念ながら私は一般質問でそこら辺を、皆さんの前に提示することに失敗しましたものですからお詫び申し上げます。

私としては、この時の関わっていただいたボランティアの方々、それについて今、どういう位置づけされているのか何もわかりません。という観点から見ますと、今までこのボランティアに関わってきた人たちは、町としてどういう位置づけ、要するにこれからの事業に全然まったく関係ないところに位置するのかどうかということも、まだわかりませ

ん。

そういう意味から位置づけ、この構想そのものがまだ基礎が固まっていない。ある意味では危険であるというように、私は感じざるを得ません。まずそれが第1点でございます。

それから、第2点目としまして、この運行主体は紀北町で、委託先が三重交通ということでございます。車が2台で、ドライバーが4人ということでございます。車が1台しかないことから、ニーズが発生する日、時間というのは重複する可能性が十二分にあります。ここらをいかに住民のニーズに基づいて交通整理していくかということが、非常に重要なところで、これを1つ間違えると不評の原因になる可能性も秘めています。

そういう観点から、要するに現在の三重交通の体制、三重交通の発想の中で、そういう調整がうまくできるのだろうか、私は疑問でなりません。やはり住民ニーズを的確に捉え、住民のために処理していく。それはボランティア的意識も加味した、考えられる人間、それは町内に住んでいる、また町を想う人々の人たちが固まって、そういうシステムをつくりあげていくんだ、そう思います。

だから、今この状態で私は見切り発車した場合、この住民のニーズを捉えきれずに問題が発生する可能性がある。また、本当に住民のニーズ、先ほど言ったドアツードアを完全にやっつけようとするならば、要するに今、車は1台ずつでありますけれども、前の相乗り運送でやって、ボランティアとして活躍していた人たちも、要するに緊急時なんかの参加してもらう方法をとるとか、そういうことを考えていかないと、要するに絵に描いた餅に終わる可能性がございます。

絵に描いた餅というのは、実際的には機能、ものは進みますよ、ものは進みますけれども、結果として住民のためのサービスというのができるかどうか非常に問題だと思います。

そしてまた、今回、実証実験ということでやるんでございますけれども、委託先は三重交通ということになります。新しい事業というのは、いろいろ検討していろいろ考えてですね、あらゆる面から基礎をつくり、レールを敷いていくわけです。そのレールをいったん敷いてしまえば、違うレールはなかなか敷きにくいもんでございます。そのレールを敷いてしまえば、少なくともちょっとズレる程度が限界でございまして、それをまったく違うレールに載せるということは、非常に困難になります。

そういう意味では安易にスタートしますと、身動きとれない、町民、紀北町にとってマイナスの要素しかうまない可能性があります。それはシステムそのもの、このシステムそ

のものは進行していきますよ。そやけども果たしてそれが紀北町や紀北町の住民のニーズにつながったドアツードアの交通システムの確立につながるかということは、甚だ疑問のように感じてなりません。

この間の知事との1対1対談で、すいません。知事との1対1対談において、要するに知事はよそに誇れるというシステムをつくってほしいということでございますんで、私もそのシステムにさせていただきたいということを祈って、反対の立場から反対討論とさせていただきます。以上です。

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

太田哲生君。

9番 太田哲生議員

9番太田哲生。議案第68号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第4号）に賛成の立場で討論いたします。

今回提出されました補正予算の主なものは、マイナンバー関係事業費、新交通システム試験運行をする地方バス運行対策事業費、台風19号・21号に伴う漁港などへ押し寄せた流木の回収、撤去を行った海岸環境整備事業、漁港管理事業、東小学校体育館の修繕を行う小学校校舎等施設営繕事業費であり、どの予算も急を要するものであります。

中でも新交通システムの試験運転につきましては、町民の皆さまが以前より事業の実施を望まれている、町内の公共交通システムを確立するため、これまで実施した試験運行等を踏まえ、6カ月間の試験運行を行うための本年度分の予算であり、必要なものと考えます。

この予算が可決されなければ今後の試験運行、本運行の開始がさらに遅くなることが考えられます。なお、この補正予算が可決されなければ、台風による漁港内の流木を回収、撤去した費用の支出や東小学校の子どもたちが利用することができない状況が続いている体育館の改修もできなくなり、子どもたちの体育教育にも支障をきたすと考えます。

このようなことから、令和元年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の多くは緊急を要する適正な補正予算であり、漁業者や子どもたち、移動手段を持たない高齢者などにとって必要な事業であります。このことから賛成といたします。

議員の皆さま、ご賛同よろしくお願いたします。

平野隆久議長

次に、原案に反対討論される方はありますか。

田島明良君。

2番 田島明良議員

2番田島明良。議案第68号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第4号）に対する反対討論をさせていただきます。

この補正予算（第4号）の中に、地方バス運行対策事業（紀北町新交通システム実証事業予算）につきましては、実証運行とはいえ、本格運行にいたる極めて重要な予算だといえます。配車台数、運行区域及び時間、三重交通への運行委託、その他多くの点で不備な箇所があります。

町長は一般質問の答弁の中で、否決されたら、さらにこの事業が遅れることを申し述べておりましたけれども、立派な実証事業であるならば否決されることはあり得ません。このことをよくご理解していただきたいと思います。

以上のとおりこの補正予算に反対意見の討論を終わりたいと思います。議員各位の賢明なご判断をよろしくお願いいたします。

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

議案第68号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第4号）に対しての賛成討論をいたします。

私は今回の令和元年度紀北町一般会計補正予算ほどですね、重要な補正予算はないと思います。前者議員の賛成議員も言ったようにですね、緊急を要する予算も含まれています。また、紀北町の高齢者の方々の足となる交通網の予算が含まれているからでございます。この予算は今までの交通システムの予算とは違う、新しい立案計画による予算であります。

今までもいろいろと紀北町公共交通会議等を経て試行錯誤を繰り返しながら、紀北町の高齢者の方々の足となる交通システムの施策を実施してまいりました。いこかバス、相乗りバス、また、三重交通の運営の河合線、島勝線の廃止につながらないための補助金制度等が紀北町公共交通会議を通しての交通システムでありました。

しかし、この交通システムは紀北町の高齢者の方々の足となり、また、利用する方々に対して喜ばれる交通システムではありませんでした。私は以前からこの紀北町の地理的に

あった、紀北町の町民のための、紀北町独自の交通システムの構築を議会においても言い続けてまいりました。

今回、全員協議会でも説明があった紀北町主体の新交通システムは、紀北町の高齢者の方々の足となり、また、一般の方々でも利用しやすい交通システムになると確信しております。その紀北町主体の新交通システムを確立するための実証試験の予算として、地方バス運行対策事業費として252万8,000円が計上されているからです。

この予算金額は、これからもどんどんと増えていくだろうと思います。予算金額が増えるということは、新交通システムを利用する紀北町の町民の皆さまに、役に立っているということにつながるからです。また、予算金額が増えることが新交通システムの構築が進んでいるということを示すものでもあります。

今回のこの12月議会においての一般質問の通告で、6人の議員がこの紀北町主体の新交通システムに関する質問通告をいたしました。今まで1議会において、同じ議題において6人もの議員が質問することがあったでしょうか。私はなかったと思います。いかにこの新交通システムの議題に関して関心を持っていることに驚いているところです。

一般質問の答弁で、町長は2月17日の実証試験の開始をするためには、1月中旬の紀北町公共交通会議に、この計画を諮って承認を得る必要があるとの答弁をいたしました。その1月中旬の紀北町公共交通会議に、この計画を提出するには、この12月議会においての議案第68号 令和元年度紀北町一般会計補正予算を議員全員賛成で通すことが重要であると考えましたが、反対意見が出たことに少し失望いたしております。

そこで私は議員の皆さんに私は訴えたい。何の計画にしても最初から完璧なものはありません。また、立案・計画は執行部の仕事であることもわかっていただきたい。民間事業者においてもしかり、行政の事業においてもしかりです。計画を実行して初めて良いところ悪いところがあるのではないのでしょうか。

また、その問題点がわかったところを是正しながら、前に進むのではないのでしょうか。この新交通システムのいろいろと言われている問題点も、実証試験運行することによって、初めて現実的な問題点がわかるのではないですか。

私は議員として予算の議決に対しては、執行部から出されるその年度の当初予算にしかり、補正予算にしかり、議会の承認を必要とします。それでは、私たちは今までの予算審議で完璧な審議をし、無駄のない予算を決議してきたと言えるだろうか。私はそうではなかった。無駄遣いにあたる予算に対しても賛成をし、反省したこともあります。

しかし、目的予算に対しては全部無駄遣いというものはありません。そして、無駄遣いとわかれば無駄のない生きる予算に変えるよう努力して是正すればいいのではないのでしょうか。そして、一般質問でも言ったように、私は三重交通を擁護するような、また利用する高齢者の方々や紀北町民の皆さまのことを考えない、そして補助金をもらうための施策を考える、紀北町公共交通会議に対しては不満があり、気に入らないところもあります。その不満のある紀北町の紀北町公共交通会議に、紀北町主体の新交通システムの計画を諮り、承認を得なければならないという町長の答弁には、私は大いに不満があります。しかし、私は紀北町の新しい大きな目標に向かって進む時に、また紀北町の町民の皆さまが喜ぶことに対して進む時に、個々の感情を入れて気に入らないとか、不満があるというような感情を入れての判断をしてはいけないと自分に言い聞かせ、まず利用を必要とする高齢者の方々のために、また、紀北町の町民の皆さまの立場に立って、紀北町主体の新交通システム交通網を待ち焦がれている町民の方々のためにも、一時も早く実証試験、これをやらなければならないと思ったところです。

この制度は一般質問の答弁で、町長は日本で初めての新交通システムであると、胸を張って答弁いたしました。強いて言えばこの新交通システムの企画は、企画課を中心に、紀北町の有能な職員の努力の賜物だと思います。その努力して頑張っている有能な紀北町職員のためにも、また何度も繰り返しますが、利用を待ち焦がれる高齢者の方々、紀北町の町民の皆さまのためにも、1日も早く実証試験運行ができるよう、是非とも議案第68号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第4号）に、議員の大多数のご賛同をお願い申し上げ、私の議案第68号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第4号）に対しての賛成討論を終わらせていただきます。

平野隆久議長

次に、原案に反対討論される方はありますか。

宮地忍君。

1番 宮地忍議員

議員番号1番宮地忍。議案第68号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第4号）に対しての反対討論をさせていただきます。

歳出のうち2款・総務費、1項・総務管理費、6目・企画費、地方バス運行対策事業費に対してであります。この予算を認めることは断じてできません。その理由としまして、1つ、町の重要課題である新公共交通システムの在り方に対して、町執行部は町議会に一

度も相談していません。常にすべて事後報告であります。

このような重要案件においては、決定までのプロセスで、情報を共有するべきであるはずで、住民代表の議員に現状を伝え、意見を述べる機会をもっと丁寧につくるべきであります。情報を共有し議論して練った企画事業ほど関係者は前向きになります。

反対理由の2点目としまして、この実証実験の運行管理をまたしても三重交通に依頼しているということでもあります。今後、紀北町を活性化させ健全な町財政を求めるなら、地元事業者を育てていくべきであります。多少なりともリスクが伴うことであろうと、それらを覚悟し力強く町の発展のため、粛々と推し進めていくべきであります。

これらを町内事業とすることは、町の内からの大いなる活性化に必ずつながることであると確信いたします。このまたとないこの事業を、地元でやり尽くすべきであります。この補正予算を否決とすることは、地域公共交通の実施を多少なりとも遅らせることとなりますが、将来の紀北町の発展を考えるなら、何ら問題とするべきことではありません。

最後となりますが、対住民、対議会で、説明を尽くさず相談もせず、役場内だけの現場を知らない方たちだけの机上の決め事は、大きな反発を招き、将来の紀北町のためにはなりません。執行部は保身に走らず強い信念を持って、現場を重視した町政の執行をお願いいたします。

以上の理由から、令和元年度紀北町一般会計補正予算執行に対して反対いたします。他議員皆さまの賛同を心より求めます、以上。

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

令和元年度紀北町一般会計補正予算（第4号）について、賛成の討論をさせていただきます。

元来補正予算というものは、喫緊の課題のことです。太田議員がおっしゃられたように、喫緊の課題が補正で出てきます。その中でこの交通体系の問題が出ました。これこそ町長がカリスマ的なリーダーシップで前向きにやろうとしておる。もしも町長がこれ失敗したら、ある程度の責任をとらないかん。私はその熱意を買ってですね、私は賛成をしたいと思えます。

どうぞしっかりとやっていただきたい。よろしく願いいたします。以上です。

平野隆久議長

次に、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

東清剛君。

14番 東清剛議員

議案第68号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第4号）についての賛成討論をさせていただきます。

今までの反対討論を聞いていますと、随分、新公共交通だけの話になっています。これ補正予算の中にみなご存知ですか。大切なことがいっぱい入っていますよ、これ。まずは空き家対策として横町の空き家を、やっと1年半かかりましたよ、これ。私も現場見せてもらいましたけども、危ないと思う。それでまた空き家対策、その前に国の方針は、私も気に入りませんが、マイナンバーカードの普及を皆さんに進めている。これは受け入れ方はいろいろですけども、当然国の方針ですから、それも進めていかなければならない。

東小学校の体育館、これ我々この3月には卒業式をせんといかんわね。そのために補正予算を、修理の補正予算みてもらっています。また、海岸についての台風19号・21号での漁港に対しての入っている、ごみの処理費。これも予算をみないと精算できないわけですよね。

それから、今本当に先ほど先に言ってしまいましたけども、新公共交通の話だけで、この補正予算を認めないというのは、大変悲しい話であります。これをこの予算を否決してしまえば、町政がみんな止まってしまいますよね。当然皆さんに相談かけてないと言われるけども、全協なり何なりで説明はして、だいたいの方向が出ないと、なかなか提案できないのが行政のシステムです。

それで、あそこを先ほど討論の中でいろいろありましたけど、利用者等いろんなことを先々必要だと言いますけども、これもやっぱり実証実験をやって、初めてどういう結果が出るかわかるわけですよね。今まで私が15年ぐらい前か、旧町の時代から町内をぐるっと回るバスがありました。それから15年いろんなことを試してますけども、なかなかいい方法がない。

それで、今回、新しい方法としてこれを、実証実験をやろうとしています。是非ともこの機会にやってもらって、実際ニーズがどのように必要なのか把握して、それでどの方向にいくかを決めればよいと思います。とりあえず実証実験の予算ですから、私はこれに、補正予算は当然可決すべきものだと思って賛成討論いたします。以上です。

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

ちょっと皆さまに申し上げます。

発言の許可ということで、議長と発言して議席番号を申し出てからお願いします。よろしくをお願いします。

それでは、これで討論を終了し、採決をいたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第68号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

平野隆久議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第10

平野隆久議長

次に、日程第10 議案第69号 令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第69号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

平野隆久議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第11

平野隆久議長

次に、日程第11 議案第70号 令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第70号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第12

平野隆久議長

次に、日程第12 議案第71号 令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号) についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

これで、討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第71号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第13

平野隆久議長

次に、日程第13 議案第72号 令和元年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）について、議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（ 発言する者なし ）

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（ 発言する者なし ）

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第13 議案第72号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第14

平野隆久議長

次に、日程第14 認定第1号 平成30年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（ 発言する者なし ）

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第14 認定第1号については、委員長報告のとおり認定することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定とすることに決定しました。

日程第15

平野隆久議長

次に、日程第15 認定第2号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第15 認定第2号については、委員長報告のとおり認定することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定とすることに決定しました。

日程第16

平野隆久議長

次に、日程第16 認定第3号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第16 認定第3号については、委員長報告のとおり認定することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定とすることに決定しました。

日程第17

平野隆久議長

次に、日程第17 認定第4号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第17 認定第4号については、委員長報告のとおり認定することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定とすることに決定しました。

日程第18

平野隆久議長

次に、日程第18 認定第5号 平成30年度紀北町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第18 認定第5号については、委員長報告のとおり認定することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

平野隆久議長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可します。

尾上町長。

尾上壽一町長

議員の皆さん、12月定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月10日に開会されました本定例会では、本日まで終始ご熱心なご審議により、上程いたしました全議案につきまして、原案のとおりご可決賜わり誠にありがとうございます。

本議会におきまして賜りましたご意見、ご要望等を検討し、現在進めている令和2年度当初予算の編成におきまして、十分に留意をしながら一層効果的な施策が実行できるよう、力を注いでいくとともに、山積する行政課題を丁寧に対応してまいり所存でございます。

また明日12月21日から29日までの9日間、紀伊長島港内で年末きいながしま港市が開催されます。たくさんのイベントも予定されておりますので、年末年始の食材のお買い物に是非ご来場いただきますようお願いを申し上げます。

最後になりましたが、本年も残すところわずかとなりました。議員の皆様の1年のご労苦に心から感謝を申し上げますとともに、町民の皆様ならびに議員におかれましても、ご家族おそろいで輝かしい新たな年をお迎えくださいますことをご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

平野隆久議長

以上で、本定例会の日程は全て終了しました。

令和元年12月議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、12月10日から本日まで、議員の皆様、町長及び職員の皆様には、慎重なるご審議をいただき、無事閉会できましたことを心から御礼申し上げます。

議員の皆様におかれましては、年末年始を控えご多忙のことと存じますが、健康には十分ご留意されますようお願いいたします。なお、職員の皆様におかれましても、年末年始、大変忙しい日が続くと思いますが、何卒よろしくようお願いいたします。

最後に、町民の皆様におかれましては、日頃から町議会に対しまして、温かいご支援とご協力を賜わり、厚く感謝申し上げます。これから寒さも厳しくなる折、インフルエンザの流行も気になるころではございますが、健康には十分ご留意され、良き新年をお迎えになることを祈念いたしまして、閉会の挨拶といたします。本当に、ありがとうございました。

平野隆久議長

これもちまして、令和元年12月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午後 2時 58分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

令和 2 年 3 月 3 日

紀北町議会議長 平野隆久

紀北町議会議員 入江康仁

紀北町議会議員 家崎仁行

